

第三回國會議院 水産委員会公聴会議錄第一号

昭和二十三年十一月二十二日(月曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 西村 久之君

理事 富永格五郎君 理事 藤原繁太郎君
理事 外崎千代吉君

出席公聴人

伊藤佐十郎君

岡本 清造君

小野寺慶一君

中地 勇榮君

野村 貫一君

宮城雄太郎君

渡邊 威雄君

委員外の出席者

専門員 小安 正三君

本日公聴会で意見を聞いた事件

水産業協同組合法案、水産業協同組

合法の制定に伴う水産業協同組の整理

等に関する法律案及び漁業権等臨時

措置法案について

○西村委員長 これより水産委員会公

聴会を開きます。

本委員会が水産業協同組合法案、水

産業協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

協同組合法の制定に伴う水産業

の同日特に公聴会を開き、利害関係

者、並びに学識経験者等の公聴人各位

より御意見を聞くことにいたしました

ゆえんは、申すまでもなく漁業生産力

の発展、漁村の民主化、漁民の経済的

及び社会的地位の向上は、日本の民主

化、経済の再建の重要な一環をなすも

のであり、漁業制度の改革と新しい協

同組合組織は、その最重要部門をなす

ものであり、全国漁民が重大関心を持

つておる問題であるのみならず、從來

漁村の中心となつておりました漁業会

が、種々の制約のもとにほとんどその

機能を停止しておるような現状におき

ましては、特に緊急を要する問題でも

あるからであります。かかる重要な三

法案の審査にあたり、多年の経験と研

究とに基づく慎重なる御意見を拜聴いた

しますことは、本委員会における審

査に一層の權威を加えるとともに、そ

の遺憾なきを期し、もつて國民の代表

としての使命を十分に果たすために多大

の参考となることと確信いたす次第で

ございます。私はここに委員長として

本委員会を代表し公聴会に御出席くだ

さいました公聴人各位に深甚なる謝意

を表しますとともに、三法案について

忌憚なき御意見の御発表をお願いいた

します。

なおこの際公聴人各位に申し上げま

すが、衆議院規則第八十二條、第八十

三條及び第八十四條によりまして、公

聴人の御発言の場合は委員長の許可を

要すること、並びにその発言は意見を

聞こうとする事件を越えてはならない

ことになつております。また委員は公

聴人に対する質疑はできるものでありま

すが、公聴人より委員に質疑はできな

いことになつておりますので、念のた

め申し添えておく次第であります。

それでは会議を進めるにあたり御参

考までに申し上げますが、委員会にお

いては三十名の公聴人を選定いたし、

本日はそのうち次に申し上げます十五

人の方々に御意見を聞くことといたし

ます。すなわち

伊藤佐十郎君 今井 守君

岡本 清造君 奥村又十郎君

小野寺慶一君 鯨岡 稔雄君

高野 源藏君 中地 勇榮君

永井 寛次君 野村 貫一君

平野義太郎君 松田 茂久君

宮城雄太郎君 安居 篤孝君

渡邊 威雄君

の十五名にお願いするのであります

が、高野源藏君は本日は上京出席が間

に合わないため明後二十四日に、また

明後二十四日の公聴予定者であられま

した飯島國右衛門君は本日に、それぞ

れ変更せられた旨の申出がありまし

たので、この際委員各位にお諮りいた

しますが、このように変更するに御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議がないようであり

ますから、そのように決定いたしま

す。なお漁民組合組織部長今井守君及

び協同組合研究所長平野義太郎君は欠

席する旨の申出がありましたから、御

了承をお願いいたします。

なお会議の順序を申し上げますと、

まず公聴人全部の方の御意見の陳述が

終つたあとで委員よりの質疑に入りた

いと存じます。なお時間の関係から公

聴人一人の御発言の時間は大体十五分

くらいといたしまして、御発言は発言

席でお願いいたします。まず御発言

なさるときは御職分と氏名をお述べに

なつていただきますと思います。御発

言の順序は五十音順によることといた

します。ではまず伊藤佐十郎君より御

意見の発表をお願いいたします。

伊藤公聴人 岩手縣水産業会長の伊

藤佐十郎でございます。三法案のう

ち、水産業協同組合法案から私の意見

を申し上げます。

私は水産業協同組合法案につきまし

ては、原則的に賛成するものでありま

すが、内容の一部については若干の意

見をもつておりますので、以下それを

申し述べたいと思ひます。まず法律の

目的の項におきまして、この考え方は

漁業経営者と漁業労働者、水産加工業

者と同じく労働者というように、労資

を混合した形において一つの組織の中

にまとめようとする考え方であります

す。理論的にはこれをそれと対立せ

しめるような、あるいは別々の組織に

おいて考えることも可能でございます

けれども、私どもの立場からいたしま

すと、この法律案の目的にうたつてい

るような漁民という形において緩合的

に組織する方が事実上即しているとい

うように私は考えるのであります。協

同組合の私どもの考えております理念

に基きますと、対外的にも対内的にも

やはりその信用が基礎でありまして、

あくまでも善意の協力が土台にならな

ければなりません。派閥の激化とい

うようなことは、決して協同組合の健全

な発展を助長するゆえんのものではな

いのであります。またもう一面から考

えますと、漁業者と水産加工業者と

は、利害相対立するにもかかわらず、

これを一つの組織の中に入れる場合も

考えられておるようであります。これ

についても論議のあるところでありま

すけれども、私は沿岸漁業部面におけ

る水産加工業者というものは、まず第一

に漁獲物処理の一環として考へべきも

のであるという所見をもつておりま

す。その意味においてこの法律の目的

の規定の仕方の方がよろしいというふ

うに考えております。もし今後漁業手

形制度のようなものを総合的に運用す

る面から行きますと、組織的関連が

あるというこの方が金融機操作の面

においてまことにスムーズに行くのでは

ないかというような、実際上の経験から

そういう考えをもつておられるわけであ

ります。ただここに一つ支障のありまし

ては、加工団体につきましては、商

工業協同組合という制度がございます

ので、これによつて組織することもある

いは可能ではないかと考えられます。

業者自体の利益のために、水産業協同

組合法によるが是か、商工業協同組合

法によるべきかという点につきまし

ては、おのずから研究の余地があるか

とも思われます。現に食品局所管の事

に基きますと、対外的にも対内的にも

やはりその信用が基礎でありまして、

あくまでも善意の協力が土台にならな

ければなりません。派閥の激化とい

うようなことは、決して協同組合の健全

な発展を助長するゆえんのものではな

いのであります。またもう一面から考

えますと、漁業者と水産加工業者と

は、利害相対立するにもかかわらず、

これを一つの組織の中に入れる場合も

考えられておるようであります。これ

についても論議のあるところでありま

すけれども、私は沿岸漁業部面におけ

る水産加工業者というものは、まず第一

に漁獲物処理の一環として考へべきも

のであるという所見をもつておりま

す。その意味においてこの法律の目的

の規定の仕方の方がよろしいというふ

うに考えております。もし今後漁業手

形制度のようなものを総合的に運用す

る面から行きますと、組織的関連が

あるというこの方が金融機操作の面

においてまことにスムーズに行くのでは

ないかというような、実際上の経験から

業、水産廳所管の事業等において、材料、副原料その他の資材確保面等から、いろいろ業者の間に意見が生れておるようでございます。これは組織の問題ではなく、要するに行政のあり方の問題でありまして、おのずから問題は別個になりますが、いずれにしても全然無関心ではあり得ない問題であると思ひます。特に注意すべきことは、経営規模の比較的大なるものは商工業協同組合組織の方に分離する傾向がありますので、それとの調整の問題はさらに一段の検討を要するではないかと思ひます。

次に出資協同組合の問題でございますが、非出資協同組合は認めない方がよいと思ひます。協同組合というものは、あくまでも経済的基礎の上に立つものでなければ、協同組合としての使命達成は困難である。かかる見解から、非出資組合は認めむべからずという意見を持っております。なおもし非出資でできるような仕事でありますならば、あえて協同組合と銘打たずとも、協会でも何でもできるはずでございます。

次には員外理事の問題がよく論議されております。理論的には員外理事、要するに漁民以外から団体の理事者を専任するということは邪道のごとく考えられますけれども、要は団体経営は、ある意味においてはもつぱら人の問題でございます。その理事者に人を得るのいかんかということがその組合の生死にかかわる問題でございます。あながち漁協の名人が組合経営の名人であるというわけにも参りません。將來はともかくとして、現段階におきましては、若干の員外理事採用の道を開い

て行くのは当然であると考えます。それから漁業協同組合の事業の中をずつとながめてみますと、従来の漁業団体の場合と大した相違がないようでございますが、私どもこの際ぜひ実現してみたいと思ひます一つの夢がございます。それは漁業災害補償施設でございます。申しましようか、用語は適當でないかもしれませんが、要するに漁業の投機性と不安定性というものをできるだけ排除するのではありません、沿岸漁業の発達というものは、基礎において、はなはだしい脆弱性があるということになります。あたかも農業災害補償制度におけるがごとく、漁業においても補償制度というものがあつてしかるべきであり、それが相互扶助的な形において協同組合組織の中に行かなければ、あの程度の成果が得られるではないかと思ひます。この仕事は遭難救恤等の仕事もさることながら、沿岸漁場の経済そのものを盛り立てる意味において、ぜひ考へたい問題であると思ひます。

この問題は非常にむずかしい、新しい試みになりますので、無條件で認めるわけに参らないと思ひます。特別許可條項にしてもさしつかえないと思ひますが、いづれにしてもひとつ新しくお取上げを願ひたいような感じがいたします。

それから実際の運営面からこの事業の点についてもう一つ考えられますことは、一つの例でございますが、水産倉庫を経営いたしますと、倉庫証券その他の関係で一般の倉庫業法が適用になることとなります。これは主務官廳が全然別個になります。こういう仕事は行政的にも、あるいは組織の面から見ても、あまり多岐にわたらないよう

に、水産は水産で主体性を持つて行けるようなかつこうにできないかということをおもひ感じましたが、これはちよつと横道にそれたかも知れませんが、

その次は漁業の経営の問題であります。私は法案における漁業の経営の制限が過過ぎはしないかと感じております。生産組合の規定と漁業経営の制限の規定とはほとんど同一でありまして、極端に言えば何ら違ふところがないようでございます。これは協同組合の漁業経営の場合において、生産組合とまったく同じような要件を備えなければ経営できないというのでは、少々むりではないかと思ひます。これに對してはその程度の意見にいたしておきたいと思ひます。ただ新しい協同組合の一つの方向といたしましては、生産の協同化ということが大きい課題でございます。いま、あまり窮屈な制限事項を加へることによつて、生産の協同化を阻害するようになるとは好ましくないと

いうことだけは言ひ得ると思ひます。次に総代制度について申し上げます。法案によりまして、組合員二百人以上、総代の定数は五十人以上というふうに規定されておるようでございます。これは私の地方ばかりでなく、私の知る範囲において意見を徴しましたところでは、まづたく実情に即しておりません。二百人以上という制限が多過ぎます。五十以上という定員も多過ぎに失します。総代制度を採用して活用せしめる以上においては、端的に申し上げれば構成員は百人以上でよろしい、総代の定員は二十名以上でつこうだと思ひます。極端な例を申し上げますと、今度の法案の中には、男女別

とか、世帯主としからざる者との別は規定してないようでございます。それから東北地方の大家族制度をいまだに行つております沿岸部落に参りますと、一家五省ぐらいの男女漁業従業者のおるところは珍しくございません。そういうところでは一戸五名がかりに加入資格があつて、四十戸あると二百人になつてしまひます。四十世帯の組合が五十名の総代というようになるとなるわけでありまして、これはまづたく矛盾であります。これは極端な例でございますが、要するに二百人に五十人というこのわくは、少し実情に即さないといふことを申し上げたいと思ひます。

それから漁業生産組合でございます。これは從來から実行組合その他の名称のもとにしばしば行われておたものでございまして、これに法人格を與へ、行政的にも積極的な援助を與へることによつて、かなり成長発展するものと期待せられます。零細漁民のために喜ばしい制度として、私はこれに賛成するものであります。

次には漁業協同組合連合会の規模の制限でございます。一府縣單位以上はいいけないとか、三百を越えての連合体はいけないとかの規定がございまして、これについては当局の御苦心のほどはののかに伺つておりますので、あまりに極端な意見は差控えたいと思ひます。けれども、実際に沿岸漁業の発展のために協同組合組織を活用して、他の産業部面の水産まで急速に持ち上げようとするような強力な運動展開のためには、かくのごとき制限は迷惑千万だと思ひます。もし沿岸漁業部面が非常な力を持ち、あるいは集中し過ぎておる

とか、独占化し過ぎておるといふ場合であれば別問題であります。あつちの他の産業部面と比較いたしますと、きわめて立遅れの額があり、幾らかけ足で参りましたも一般のレベルに達するまでに相當の困難があるといふ際において、漁業協同組合運動というものは相當活発にスピーディーにやらなければなりませんし、そうしてまた組織的にも相當廣汎にわたつての協力を必要といたします。その意味において、これでは少し制限がきつ過ぎるといふふうに考へております。

次に組合員の資格の問題でございます。漁民を原則とすることに私は私も異論ございません。ただ法人なるがゆゑに全然組合員に認められないという規定は少々實際に即さないのではないかと、特別議決事項か何かにして、定款の定めるところによつて加入せしめる道は開いておいてよろしいじやないか、その方がこの漁村を総合的に発達せしめる上においてはアウト・サイダー的なものを置いて、あはれさせるよりもかえつていい。私はあえて統制主義でそういうことを申し上げるのではありませんが、大規模の資本漁業までこれに入れろといふことを申し上げません。法人必ずしも強力ならず、個人必ずしも弱小ではございせんから、そういう意味においても漁村の实体に即したように、構成員の総意に基いて特別決議をもつて入れるというならば、別に支障はないのではないかと

いふようなことが考へられるのであります。以上が協同組合法案に対する私の見解でございます。

次に水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律案に

ついで簡単に申し上げます。一々條文を指摘することを避けまして、要するに前後措置に関する法律でございますから、その前後措置に対する私どもの立場からの見解を簡単に申し上げます。

前後措置は新団体と旧団体との間において空白の生じないようにするというのが一つ、十分に注意していただければならない点でございます。それから行政指導その他の方面から申し上げますと、漁民組織の零細化はあまり好ましくないでござります。協同組合の経営にもおのずから適正なる経営規模があるはずでございます。七人以上なら水産組合とか、二十人以上なら協同組合とかいうことをかつてにやらせるといふことになつたのでは、これは中途半端なものが簇生して、まつたく收拾に困るようなことができないか、かといふことを私どもはおそれるものであります。この臨時措置を講ずる場合におきまして、これは強制するわけには参りませんけれども、もし指導と善意の助言によつてそれを了とするならば、新団体と旧団体との地域及び構成員がほとんど一致しておる場合においては、この前後措置というものはさかれて簡単に行われます。かりに漁業権制度そのものの改革によりまして、原則的には漁業会の解散というものが数年後でなければならぬといふたしましても、新団体と旧団体との地域、構成員がほとんどイコールであるとするれば、旧団体は一挙にしてただちに解散してしまつても、新団体に権利義務の全部を継承することによつて、事実上一つでまかない得ることになります。その間の経費、労力、空白の防

止等という問題を考へてみますと、これはよほど考へさせられる問題だといふふうに、実際に団体指導等に当りまして経験からさういふことを申し上げるわけでありまして、これを強調し過ぎますと、旧団体の勢力温存であるとか、あるいは何となくそしりをまぬがれないことになりまして、あまりくどくは申し上げないことにいたしましたと思ひます。もちろんこれは總意に反してまでさういふことを強制すべきものではございせん。それからこれはこの法律によるのではなくて、特に別の政令に基づくものではございまして、うけれども、旧団体の善意の役員員の措置に對しては、明確なる指示を與えておく必要があるといふことをちよつと氣づきます。法案そのものについては簡単にその程度に申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つの漁業権に関する臨時措置の問題につきましては、私不勉強でよく調べておりませんが、ただ條文もさかれて簡単にございまして、切りかえのために当然あつた規定は必要だと思ひますので、特に申し上げべき意見を持ち合せておりません。以上であります。

○西村委員長 次は伊東漁業会長の飯島國右衛門君に願ひます。飯島君。○飯島公述人 私伊東の漁業会長の飯島でございます。私は二十四日になつておつたのを、こちらへ参りまして突然本日参入りの形で出たわけでありまして、ただいま前の方からいろいろお話を参りましたが、今度の漁業法の改正、協同組合法の改正につきまして、全漁民が非常に期待を持つて待つておるわけでありまして、この法案の運

れたことにつきましては、實際にたいした漁業会そのものが浮き足立つておる現状でありまして、本國会に幸ひに提出されたことにつきましては、われわれ漁民代表といたしまして、実に喜びにたえない次第であります。なおその点につきましては、細部の点も私どもにはよく検討も行き届いてはおりませんが、二、三氣づいた点を参考までに意見を申し上げたいと存するのであります。

い、わゆるこの漁民の解釈が、今度は漁業従業者並びに漁業をしておる方といふことに限られた点が漁民といふことになつておりました。この漁業協同組合法案そのものの組合員の資格に對しまして、今度法人が抜けるといふうなことに相なつておるのであります。が、これは大会社を持つておる方々と違ひまして、地方の漁村におきましては、やはり打つて一丸となつてその漁村の繁栄のために盡すには、やはりさういふ会社も入れた方が、この漁業の発展のためによくはないかと考へるものでございまして。

次に準組合員制度であります。やはり一漁村あるいは半農半漁の方もあります。かつまた漁業と同じような仕事をしておる漁村で、同じようにやはり朝晩仕事をしておる方も相当あるものであります。さういふ方も今までは組合員となつておりましたが、今度の法案によりまして、これは全部抜けることに相なるわけでありまして、これはやはり地方の情勢によつてもいろいろ違ひすることでありまして、さういふ方はやはり今度準組合員として入る規定になつておるようにも聞いておりますが、無関係の方は全然入らないとい

うような法案になりますと、地方におきましてそこ一つ一つの相剋摩擦が起きて、行政面におけるところの点におきまして、ちよつとその土地のあるいは町内会とか部落会とか、これは昔のことでありまして、これもそこには相剋摩擦のようなものが起るのではないかと考へるわけでありまして、この点につきましても、一段と検討を要する必要があるのじやないかと考へるわけでありまして。

施設の員外利用、これはもちろん協同組合の施設として、員外利用をさせることは適切でありまして、私どもはつとめて漁民あるいはほかの第三者に對しても、員外利用をさせるような方法を講じてもらうことを念願するものであります。

なおただいまお話がありました總代制度が二百人以上に對して五十人といたうことはまつたく多過ぎるものであります。今度は今までと違ひ、一軒の家でも三人あるいは五人の子弟が組合員に相なるという場合も多いのであります。総会等の機会も非常に多くなつて来ますと、意見が対立すると同時に、また總會に寄るといふのは、漁村では割合に手間がとれてぐあいが悪いので、少くも總代制度によつてすべてを解決して行く方法を講じて行くことが適切じやないかと考へますが、人員が五十人以上といふことに相なりますと、これもなかなか困難だと思ひますので、この点についてもひとつお考へを願つて、もう少し最小限度にとめた方がよくはないかと考へるわけでありまして。

次に連合会の組織であります。實際問題として、現在地方に水産業会がないために、漁業の運営に非常に支障を來してゐるのであります。各地区から陳情が出る。あるいは部落的にも各業種別の組合が非常に盛んになつて参りまして、あるいは定置組合、きんちやく組合とか、あまりにも各組合が雨後のたけのこのごとくでございまして、これは、それは横の連絡がつかなくて非常にぐあいが悪いと考へます。やはり一貫した一つの連合会をつくつて、各業種を網羅したものでございまして、大いに水産業改善のために盡していただくような制度をつくつた方がよくはないかと考へるわけでありまして。

信用事業においても、御承知の通り漁村の信用事業は割合に振つておらないのであります。今後この信用事業については十分指導して行つたならば、將來の資金関係の、金融方面においても非常によく行くのじやないか。現在金融方面におけることが非常に問題になつておりました。各縣とも近海漁業に對しては金融機關がほとんどないために、現在大きな会社その他は直接貸金方面から借りるが、沿岸漁業に對して金融の道が開かれておらぬために、資材の購入資金が、第二、四半期の分が今もつて借りることができないといふような現状にあることはまことに遺憾のきわみであります。これは水産業発展のためにも、よろしく当局として、またここにおられる水産委員諸君におかれても、金融面において一段と御努力を願ひたい、沿岸漁業の発展はとうてい不可能ではないかと考へます。その意味におきましては、やはり各金融機關を組合につくらせまして、これを糾合してどん／＼金融における施策を講ずると同時に、一面また

復金並びに中金方面の機關を活用させて、一日も早く、零細なる漁民に金銭の融通ができるような施策を講ずる方法をつくつていただければ、非常に都合がよくなるかと考えます。

次に生産組合の制度であります。この生産組合は現在今までの法令によりまして、漁業会においては定置漁業にいたしてもできないという関係に相なりまして、任意組合でやつておるわけでありまして、今度生産組合ができまして、定置漁業権その他の漁業権を獲得してやることは、まことに当を得たことと存するわけでありまして、この組合員の構成におきまして、漁民といふことになつております。これは各部落におきましては、現在漁民のみによつてその経営をしておらずに、今までは漁業会が権利をとり、第三者に貸し、第三者の要するに漁業料によりまして港灣の修築とか、共同施設とか、その他にこれを利用しておる所が相当多いのではないかと考えるわけでありまして、この点につきましては、その土地におきましては、どうして生産組合をつくつても、定置漁業の経営のできないという小部落のものがたくさんあるんじゃないかと思ひます。こういう点についてはまだ研究の余地があるんじゃないかと考えます。なお加工組合の設立ということになつておりますが、漁村におきまして加工業者と漁民とは、打つて一九となつて生産に當つてこそ初めて成果が上がるかと考えます。往々にして過去におきまして、漁民が共同施設を利用してこれをやるということ、現在農林省方面におきましてこれを非常に懇願しておりますが、実際においては加工

業者にすべて打つてやられるようなことが往々あるわけでありまして、なかなか漁民が加工をしてやるという共同施設に対するものはできない。今度加工組合といふものがここにまたでき得るということになります。現在の公定價格を維持することができなく、加工業者が打つてやられるという憂慮すべき問題が起るのじゃないかと考えるわけでありまして、こういう点につきましては、やはり加工業者も協同組合の中に入れて、小さな部落あたりでは、うまくやつて行けば、加工業者が相当もうけた幅というものは、やはり漁民にかえれるというやうなことがあるわけでありまして、私も伊東におきましては、現在ほとんど委託加工をさせております。ところが今度こういうふうになりまして加工組合というものができると、どうしても賣渡したということになる。そうすると、せつかくとて来た魚、かりにさばばしにいたしましても、かつお節にいたしましても、煮はしにいたしましても、その價格によつて賣渡してしまつて、そのさや加工組合に全部もつけられてしまつて、生産者を持つて来ないという点も考えられるわけでありまして、こういう点につきましては、これは非常にいいこととは存じておりますが、加工組合と漁業組合との間に、今度漁業組合の方でせつかく加工もやるということになりますと、せつかく加工組合をつくつても、加工業者が意味をなさなくなるということにもなるのですから、こういう点もやはり地区々々の情勢によつて、相当考へて行かねばならぬというやうなことも考へております。

業者にすべて打つてやられるようなことが往々あるわけでありまして、なかなか漁民が加工をしてやるという共同施設に対するものはできない。今度加工組合といふものがここにまたでき得るということになります。現在の公定價格を維持することができなく、加工業者が打つてやられるという憂慮すべき問題が起るのじゃないかと考えるわけでありまして、こういう点につきましては、やはり加工業者も協同組合の中に入れて、小さな部落あたりでは、うまくやつて行けば、加工業者が相当もうけた幅というものは、やはり漁民にかえれるというやうなことがあるわけでありまして、私も伊東におきましては、現在ほとんど委託加工をさせております。ところが今度こういうふうになりまして加工組合というものができると、どうしても賣渡したということになる。そうすると、せつかくとて来た魚、かりにさばばしにいたしましても、かつお節にいたしましても、煮はしにいたしましても、その價格によつて賣渡してしまつて、そのさや加工組合に全部もつけられてしまつて、生産者を持つて来ないという点も考えられるわけでありまして、こういう点につきましては、これは非常にいいこととは存じておりますが、加工組合と漁業組合との間に、今度漁業組合の方でせつかく加工もやるということになりますと、せつかく加工組合をつくつても、加工業者が意味をなさなくなるということにもなるのですから、こういう点もやはり地区々々の情勢によつて、相当考へて行かねばならぬというやうなことも考へております。

なお役員の問題になります。御承知の通り、役員は現在員外よりもやれという御意見がありまして、私まことにけつこうな意見と考へるわけでありまして、御承知の通り、漁民においては生産をしながらの御意見を研究し、なおかつ指導するということ、私が過去十数年間の経験によりまして、なかなか困難なことと存じておりますから、員外から入れるということにつきましてはまことにけつこうなにと存する次第であります。

○西村委員長 次は日大の岡本清造教授にお願いいたします。

○岡本公進人 御指名にあずかりました岡本でございます。実は今日この催しがあるというのを昨晩聞いて、何にも準備せずに出て参つたわけでありまして、そういうことでありますから何をしやべるかわかりませんが、平常考へておることを申し上げて御参考に供したいと思ひます。

先ほどどなたもおつしやいました「われわれ」といひましては、この漁村の民主化あるいは水産業の民主化を果す一つの行き方といひまして、水産業に關連した協同組合法案が当局において考へられ、そして今回上程されるということ伺ひまして、喜びにたえないのであります。しかし私從來から考へておることを申し上げますと、むしろおそいという感じがしておるのであります。と申しますのは、日本の全國民の中でこれを産業別に見た場合に、おそらく日本の漁業ほど民主化の遅れた、あるいは近代化の遅れた

産業部門はないと言つてさしつかえないと思ひます。もちろん南洋漁業もたいな、どえらい進んだ水産業もございまして、日本の沿岸漁民といふものは非常に遅れておるのであります。そこで終戦後の民主化が問題になつたときに、まず國として手をつけなければならぬ所はどこかと言へば、その最遅れた所が手をつけられなければならなかつた。しかるに他の産業方面において協同組合法案、その他の法案ができて、民主化が着々進みつつあるにかかわらず、水産方面にはまだ遅れたといふことを悲しく思つておる次第であります。しかしおそかりし由良之助とはいへ、今回のりつばな法案ができましたことを私は衷心からお喜び申し上げます。法案の内容につきましては私は薄々伺つておつたのであります。が、しかしこまかいことは述べません。それからただいま申し上げましたやうに、昨晩通知を受けただけで、どうにもこうにもならないのであります。が、この法案を生かす、あるいは法案が通過して法になつたあけくのことを申し上げまして相済みませんが、活用する場合に、当局並びに水産方面にどれだけの準備がたいておられるかといふことを懸念いたしておるのであります。協同組合と申しますれば、御存じのやうに中小業者の自衛防衛の組織だと言われるのであります。が、水産業における協同組合といふやうな制度を、單にそれだけ切離して見て、いわゆる第三党的な考え方ではこれを指導して参りますならば、ここに日本の民主化を進めるのではなくして、引止めると言ひます。そういうやうなことになるのではないかと私も私はお

それでおるのであります。そういうやうな意味合いにおきまして、この法案をつくりました眞の精神と申しますか、民主化の精神、それを実現するやうにただいまから準備し、そうしてしつかりした心構えをもつてこの法案の實際化をお願いした次第であります。その意味から申しまして、この法案の上程並びに通過と相前後して、ただちにそういう方面の連絡あるいはお世話をす、指導するといふ一つの機關と申します。が、制度といふやうなものが、官、代議士の皆さん方、それからその他の水産関係の練達の方がたくさんいらつしやいますから、そういう方々で組織して、間違ひのない、すなわち民主化の方向に必ずもつて行けるやうな協同組合を生み出すやうな施設と申します。か、そんなものをただいまただちにお願いしたい。そして活発に活動していただきたいと考へる次第であります。と申しますのは、私はこの夏茨城縣の久慈へ学生をひつぱつて参りました。實際調査したのでございまして、実は業者あるいは漁民といふ方が、どうでもいいという考へを持つておられる方が非常に多かつたのであります。どうでもいいといふことが一番あぶないので、ドイツでもヒトラーが偉そうにするやうになつたのは、この前の戦争後の中小業者の疲弊が、どうでもいいというやうな氣持をもたすやうになつた。そこへはいり込んで行つたのがあの思想でありますから、私は日本の民主化を実現するためには、そういうやうなやうな段階を、どうでもよくない階級にして行かなければならぬといふやうに考へたのであります。

それでおるのであります。そういうやうな意味合いにおきまして、この法案をつくりました眞の精神と申しますか、民主化の精神、それを実現するやうにただいまから準備し、そうしてしつかりした心構えをもつてこの法案の實際化をお願いした次第であります。その意味から申しまして、この法案の上程並びに通過と相前後して、ただちにそういう方面の連絡あるいはお世話をす、指導するといふ一つの機關と申します。が、制度といふやうなものが、官、代議士の皆さん方、それからその他の水産関係の練達の方がたくさんいらつしやいますから、そういう方々で組織して、間違ひのない、すなわち民主化の方向に必ずもつて行けるやうな協同組合を生み出すやうな施設と申します。か、そんなものをただいまただちにお願いしたい。そして活発に活動していただきたいと考へる次第であります。と申しますのは、私はこの夏茨城縣の久慈へ学生をひつぱつて参りました。實際調査したのでございまして、実は業者あるいは漁民といふ方が、どうでもいいという考へを持つておられる方が非常に多かつたのであります。どうでもいいといふことが一番あぶないので、ドイツでもヒトラーが偉そうにするやうになつたのは、この前の戦争後の中小業者の疲弊が、どうでもいいというやうな氣持をもたすやうになつた。そこへはいり込んで行つたのがあの思想でありますから、私は日本の民主化を実現するためには、そういうやうなやうな段階を、どうでもよくない階級にして行かなければならぬといふやうに考へたのであります。

それでおるのであります。そういうやうな意味合いにおきまして、この法案をつくりました眞の精神と申しますか、民主化の精神、それを実現するやうにただいまから準備し、そうしてしつかりした心構えをもつてこの法案の實際化をお願いした次第であります。その意味から申しまして、この法案の上程並びに通過と相前後して、ただちにそういう方面の連絡あるいはお世話をす、指導するといふ一つの機關と申します。が、制度といふやうなものが、官、代議士の皆さん方、それからその他の水産関係の練達の方がたくさんいらつしやいますから、そういう方々で組織して、間違ひのない、すなわち民主化の方向に必ずもつて行けるやうな協同組合を生み出すやうな施設と申します。か、そんなものをただいまただちにお願いしたい。そして活発に活動していただきたいと考へる次第であります。と申しますのは、私はこの夏茨城縣の久慈へ学生をひつぱつて参りました。實際調査したのでございまして、実は業者あるいは漁民といふ方が、どうでもいいという考へを持つておられる方が非常に多かつたのであります。どうでもいいといふことが一番あぶないので、ドイツでもヒトラーが偉そうにするやうになつたのは、この前の戦争後の中小業者の疲弊が、どうでもいいというやうな氣持をもたすやうになつた。そこへはいり込んで行つたのがあの思想でありますから、私は日本の民主化を実現するためには、そういうやうなやうな段階を、どうでもよくない階級にして行かなければならぬといふやうに考へたのであります。

それでおるのであります。そういうやうな意味合いにおきまして、この法案をつくりました眞の精神と申しますか、民主化の精神、それを実現するやうにただいまから準備し、そうしてしつかりした心構えをもつてこの法案の實際化をお願いした次第であります。その意味から申しまして、この法案の上程並びに通過と相前後して、ただちにそういう方面の連絡あるいはお世話をす、指導するといふ一つの機關と申します。が、制度といふやうなものが、官、代議士の皆さん方、それからその他の水産関係の練達の方がたくさんいらつしやいますから、そういう方々で組織して、間違ひのない、すなわち民主化の方向に必ずもつて行けるやうな協同組合を生み出すやうな施設と申します。か、そんなものをただいまただちにお願いしたい。そして活発に活動していただきたいと考へる次第であります。と申しますのは、私はこの夏茨城縣の久慈へ学生をひつぱつて参りました。實際調査したのでございまして、実は業者あるいは漁民といふ方が、どうでもいいという考へを持つておられる方が非常に多かつたのであります。どうでもいいといふことが一番あぶないので、ドイツでもヒトラーが偉そうにするやうになつたのは、この前の戦争後の中小業者の疲弊が、どうでもいいというやうな氣持をもたすやうになつた。そこへはいり込んで行つたのがあの思想でありますから、私は日本の民主化を実現するためには、そういうやうなやうな段階を、どうでもよくない階級にして行かなければならぬといふやうに考へたのであります。

それでおるのであります。そういうやうな意味合いにおきまして、この法案をつくりました眞の精神と申しますか、民主化の精神、それを実現するやうにただいまから準備し、そうしてしつかりした心構えをもつてこの法案の實際化をお願いした次第であります。その意味から申しまして、この法案の上程並びに通過と相前後して、ただちにそういう方面の連絡あるいはお世話をす、指導するといふ一つの機關と申します。が、制度といふやうなものが、官、代議士の皆さん方、それからその他の水産関係の練達の方がたくさんいらつしやいますから、そういう方々で組織して、間違ひのない、すなわち民主化の方向に必ずもつて行けるやうな協同組合を生み出すやうな施設と申します。か、そんなものをただいまただちにお願いしたい。そして活発に活動していただきたいと考へる次第であります。と申しますのは、私はこの夏茨城縣の久慈へ学生をひつぱつて参りました。實際調査したのでございまして、実は業者あるいは漁民といふ方が、どうでもいいという考へを持つておられる方が非常に多かつたのであります。どうでもいいといふことが一番あぶないので、ドイツでもヒトラーが偉そうにするやうになつたのは、この前の戦争後の中小業者の疲弊が、どうでもいいというやうな氣持をもたすやうになつた。そこへはいり込んで行つたのがあの思想でありますから、私は日本の民主化を実現するためには、そういうやうなやうな段階を、どうでもよくない階級にして行かなければならぬといふやうに考へたのであります。

それから先ほど伊東の飯島さんですが、おつしやいました、漁民という言葉が法案の中に盛り込まれておりますが、大体この法案では規定してあるか知りませんが、ほかの方面では漁民というふうに規定してあつたように思います。しかし日本の漁村へ参りました、私たちが調査していただきました結果から見ますと、その漁民というのがはなはだあいまいな概念であつて、実は漁民ではなくして、純粋に漁業労働者であることが多いのであります。あるいは純粋でなくとも、漁業労働者たる性格を多分に持つておるものが多いのであつて、労働者としての経済的地位をもつた方々は非常に少ない。そこをどうこの法案による協同組合という組織化で生かして行くか。その点が非常に重大な点ではないか。もちろん漁業労働者たる漁業関係者と言いますか、そういう人たちにとつては、労働組合の制度が活用されますし、またあちらこちらに漁民組合という名のもとには漁業労働者団体たる性格を持つた団体が間々あるわけでありま。先ほど飯島さんから言われましたように、現在では任意組合の形で、漁業者のそれらの漁業種類別の団体ができておるといふようなお話でございましたが、それと相並んで、今度は漁業労働者というふうな性格を持つた人々の団体ができておる。それと今度の協同組合とをどうマッチさせ、どう指導して、日本の水産業の全組織を運営して行くかということが、これまた日本の水産業民主化の実現のために非常に重要な点ではないかと考えておる次第であります。

それからもう一つは、私は法案を説き、まずに参つておるので、はなはだ見当をはずれるかもしれないが、すでに漁業生産協同組合たる性格を持つた漁業者の団体というものは、先ほど飯島さんがおつしやいましたような例でわかるように、多々あるわけでありま。しかももつとプリミティブな協同経営の形をとつた組織がたぐさんあります。最近農林省の統計調査局の方で、来年三月を期しまして漁業センサスをやりますが、そのときにも経営組織の問題をやかましく言ひまして、いろいろやつたのでありますが、一番取扱いにくいのがこの協同経営なんでございます。そこで制度の上で生産協同組合というふうなものは、割に制度でありますから、がつちりいたします。が、しかし実際の漁業を見ますと、漁期は年々によりまして違ひるのでありますが、よく結んでは解け、解けては結ぶという、そういうふうな協同経営組織がある。ある人は李太白の詩をもちまして、年々歳々業同じ、年々歳々人相同じからずと言つておる。しかし協同団体は人を中心にしてでき上つておる団体であつて、業を中心にしておるのではない。そういうふうでありま。すから、年々歳々同じからざる人をもつて、年々歳々同じ漁業の協同組織をつくる。それが現情でありますし、また漁業の実態がそれを要請しておるのであつて、そういうふうなものが現在あり得る。それをお考えになりまして、この生産協同組合を既存の協同組織とどうマッチさせて行くかというところが、考えられなければならぬことではないかと存するのであります。と同時に、そういうふうな旧來の協同経営組織、あるいは協同組織は、

それ自身二つの性格を持つております。と申しますのは、一つは協同的であるという意味において、今度の協同組合の内容をなしております協同主義と申しますか、そういうふうな組合とマッチいたします。また民主化とマッチすることはマッチいたします。しかしその実質を見ますと、やはりその村の顔役、親分株が中心になつて、その協同経営に入つておる方々を牛耳つておる。そして何も知らない漁民が、案外おとなしくついて來ておる。そういう意味で非協同的であり、非民主的でありま。そこをどう民主化するか、民主的なものにして今度の民主的な協同組合に切りかえて行くかということ、これはまた決して容易なことではないと思ひます。法律はできたわ、魂は入らぬわでは、これは何もならない。法律ができたからには、これにりつぱな魂を入れて、水産業のりつぱな民主化を実現するように努力するよう願ひすると同時に、私もできればそういうふうな面に御奉公いたしたいと存じておる次第でございます。

はなはだつまらないことを申し上げましてすみませんが、それからもう一つ、漁業権の問題がやはり漁業者団体とどうしてもある連絡を持たずには解決できない。あるいは漁業協同組合の問題は、漁業権の問題とからみ合つて初めて問題になるのであつて、その点の措置ですか、ただいまいただきました案を讀んでないので、私何も申せませんが、おそらく当局におきましては、十分な措置を講じていらつしやると思ひますけれども、しかし具体的なもの、その場々の問題というものは、決してそう容易に措置できるものでもありません。うつかりすると、悪い方向へ持つて行かれるじやないかというふうな懸念さえ、私しているのでございます。が、できるだけ民主化という目標の方へ持つて行くようにお願いする次第であります。

それからもう一つは、連合会におきましては、連合会はやはり相当幅の廣い連合会の組織をお考えになつて置いた方がいじらう、あるいはお考えになつたというよりは、そういうふうな方へ実現するように持つて行かれた方がいいじやないかというのが私の考えであります。と申しますのは、これは工業における協同組合でもそうでありま。が、漁業におきましては、割合に漁業の種類が多くて、相互の共同利益というものは、あるようであつた外ないのでございます。燃油とか、それから税金を引下げてもらうとか、あるいは資金の面というふうなものは、割合にどの漁業者も、北海道の漁業者も鹿児島県の漁業者も、おそらく同じ利益を協同的に考えるだらうと思ひます。それで漁業をやるとなると、割合に協同的なやうで協同的でないものであります。そういう意味におきましては、連合会ではそういうふうな廣い立場に立つた共同利害というふうなものが考えられなければならぬと思ひます。連合会の組織は相當廣い幅を持つておらないければならぬというふうな感じをしているのであります。はなはだ不勉強でございまして、申訳ないのでございまして、御指名によりまして、私の感じております事務を申し上げた次第であります。

○西村委員長 午前の会議はこれをもつて閉じます。午後は一時二十分より

午後一時三十分開議

○西村委員長 これより午前に引続きまして水産委員会公聴会を開会いたします。

奥村又十郎君に御意見の発表を願ひます。

○奥村公述人 福井縣日向漁業会長、日向漁業実行組合長、福井縣水産業会理事を勤めております奥村又十郎であります。漁業会の前身漁業組合長を受けまして約八年間、以後この漁業団体の中にありまして、その運営の實に携わつておりました。その経験と知識から、今回提案されました水産業協同組合法案に対する私の考えを一言で申し上げますならば、この法案は、あまりにも自由と民主化にとられ過ぎまして、今日の日本漁村の実態、漁業の実態とかけ離れ過ぎております。従つて、この法によりまると、水産業團體があまりにも弱体化し、無力化してしまつて、法案の精神であるところの漁村協同体の中心母体とするといふやうなものには、とうてい發展できないと感ずるのであります。その具体的な例を申し上げます。

この法案は、農村におけるすでに実施されました農業協同組合法と、ほとんどそつくりそのまゝであると思ひます。しかしこの日本の漁業あるいは漁村を、農業及び農村とほとんど一緒に取扱つて行くとするこの考え方のものに、根本的になりがあらうと思ひます。沿岸漁村は全國どこでも交通不便でありまして、文化的にも、

経済的にも、政治的にも、農村と比べましてずつと遅れておるといふことは、これはもうよく申し上げるまでもないことである。しかもこれは重要な問題であります。次に、農業は主として米麦の栽培を中心としたしまして、全國どこでも大体業種は同じようであります。大体自己の労力を中心としたし、また零細農家で、規模は同じようなものであります。ところがこれに反して漁業は、大型の定置漁業、きんちやく網、あるいは底引トロール漁業、それから一本つり、はえなわに至るまで、業種、漁法が非常に多岐にわたります。従つて、大きな資本家的な企業と、それに使われるところの漁業労働者、漁民と申しますか、そういうふうな階級的な対立があります。またその間に利害相反するものが多い。従つて昔から漁村には協同團結の精神が農村と比べて少かつたのであります。従つて、皆さん御存じの通り、日本における水産團體は、歴代政府の非常な助成、育成にもかかわりませず今日の状態でありまして、農業團體と比べて非常に遅れておるといふこと、これまた御存じの通りであります。そういうふうな事情にありましても、かかわらず、農業協同組合をつくるような考えでこの法案をおつくりになつたといふことは、これはたいへんな間違いであると思ふのであります。しかも農業協同組合よりは今回の水産業團體法はもと悪い要素を持つております。これを申し上げてみたいと思ひます。

農業協同組合法実施にあたりましては、御存じのように、農地調整法或は自作農特別措置法などによりまして、従來の農村における地主なるものがほとんどなくなりまして、自作農が創設されました。この自作農が今度の農業協同組合創設の大きな基礎となつておるのであります。農業協同組合結成が促進されて來ておるのであります。ところが漁業はまた反対であります。つまり今回の漁業協同組合から漁業権が切離されておるのであります。農業における土地と漁業における漁業権は同じ性質があると思ひます。漁業会あるいは漁業協同組合は、この漁業権とともに發達して來たと申してもさしつかえないと思ひます。この漁業権を切離してしまふ。そういうようなことで、漁業権から切離されて、資金も資材も、あるいは知識もない漁民のみの場合をつくつて、はたしてこれが健全な發達をして行くかどうか。おそろくこの一事をもつておわかりにならうと思ふ。非常に弱体になるということばよく申し上げるまでもないと思ひます。いま一つ問題があります。すなわち業種別組合をつくるということが今度の法案に出ております。これも農業と比較するとよくわかる。農業協同組合においては、地区を自由にすることになりまして、農業は土地に定着しておりますから、必然的に地区別組合になるはずであります。漁業は農業の土地に対するほど水面に定着しておりませんから、地区的でなく、業種別の組合がおそらく今度は盛んにならうと思ひます。そこで、大型定置あるいはきんちやく、底引、そういつたものは、廣い地区で業種別の團體をつくるということになつてきます。それが、資本的な強力な漁業が、そういう大きな組織をつくつて地區的に從來の組合を組織するといふことは、もう

そういう大きな資本から離れた、一本つりあるいははえなわなどの零細漁民の組合になつて行く傾向が、おそろくはなほだしかろうと思ひます。そこに大きな経営規模の業種別組合、弱体な部落的の零細な漁民の組合と二つにわかれる。あるいは相剋摩擦を起し、混亂を起すものと思ふのであります。これも水産團體の弱体化を來す、ゆゑんであらうと思ひます。

なおもう一つ申し上げます。法案に特に今回は組合員たる資格を漁民に限つております。これが重大な問題であります。漁民に限つたといふことは、漁村における資本家的な、あるいはボスの勢力を排除する意味でございまして、はたして漁民だけで健全な發達ができるかどうか、漁民は夜でも晝でも海さえなれば年中海に参ります。ほとんど新聞もろくに読まぬ。経済的にもうといふ。従つて漁民だけでありましては経済行為等において、陸上の事務その他において、商人と比べてはなほ能力が薄い。事実上今日までの漁業團體が、必ずしも漁民のみによつて運営されておらない。そこで今回の規定によりまして、委員外の理事を認めておるのであります。これだけでも幾分かこの漁民の事情にうといふことを助けたいと思ひます。けれども、ややもすればこの委員外の理事さえも排除するといふ空氣を私は聞いておりますが、これはたいへんな誤りであらうと思ふのであります。事実漁村にあつて、また漁業協同組合を指導する者において、漁民の頭の程度を考へますならば、もし漁民のみに限つて、漁民のみにこの團體を任しましたならば、おそろく法案に規定してあ

るように、漁業生産組合という大きな規模な經營を漁民のみの力ではたして自然發生的にできて行くかどうか、漁村の事情を御存じの方ならば、こういうことを考へになるはずはなからうと思ふのであります。結局において漁民のみに限るならば、おそろく漁業資本家との競争に打ち負かされて、組合が弱体に相なりまして、結局漁村の民主化ということが、かえつて角をためて牛を殺すといふ事態に立ち至ることを痛感するものであります。

いま一つ、今回の法案におきましては、漁業協同組合のほかに水産加工業組合という規定をつくつてあります。これは漁村において漁業と水産加工とを二つに分離させることであつて、これは大きなあやまちであると思ひます。第二次加工以上の高等な加工であればわかるけれども、ただとて來た魚を鹽藏し、あるいは塩干をするといふ第一加工と申しますか、ただ單に漁獲物の処理の程度でありますれば、これは漁業とみなして漁業組合一本にすべきだと思ひます。何がためにこれを二本にしたか、先日來の當局の御答弁を伺つておりました、いや漁業協同組合でも加工はできるのだ、さしつかへはないといふ御答弁であります。が、これは逃げ言葉であります。なぜかならば、陸上において魚の加工に携わる者は、この規定によりまして漁民でない。漁民でない者は協同組合に入れない。従つてそれらの人々の意見は協同組合に反映されない。そうすれば陸上で加工に従事しておる者は別に水産加工業組合といふものをつくる。加工業組合といふものは漁業組合に入れないといふ二つに区分してあります。

す。今日までの漁村の事情では、漁業協同組合内で、生産者もあるいは加工業者も打つて一丸として經營をやつておる。従つて漁獲物の処理は組合員内の加工業者が委託し、また加工の利益は組合員に還元され、今後漁村の發展は魚獲物生産だけでなしに、それを有利に加工する、商品化するといふことによつて、漁村の發展が望まれると思ふのであります。その有機的な問題を、第一次加工させ、これをはつきり生産と魚獲物処理、つまり加工を二つに分けて、二つの組合に別々に切り離さなければならぬといふ考えは、どういふわけであつたか。おそろくこれは當局が元の漁業会時代の製造業会といふものを、何かの意味で残したいといふお氣持でおつくりになつたのかもしれないが、はなはだこれは実態を知らないやう方であらうと思ひます。従つて漁業協同組合法においては、第一次加工は漁業協同組合に入れていたが、い、こういうふうな思ふのであります。この点もこの法案のままで行きますならば、おそろく今後の漁業協同組合を弱体化する大きな原因にならうと思ひます。

以上申し上げましたように、民主化にとらわれまして、非常にこの團體を弱体化いたしました。おそろくこのまで行きますならば、この法を実施しますならば、今日までよりよくまとまりかつた沿岸の漁村の團體を、またぞろ元も子もなくしてしまふのじやないか、こう思ひます。しかし一方においてわれわれは日本民主化といふ大きな命題に沿わなければならぬ義務があります。ですから、必ずしもこれに私は反対はできない。そこでこの法を実施され

とすれば、この際に国会並びに政府に対して、特にお願いを申し上げて私の陳述を終りたいと思うのであります。この法が実施されるとするならば、よほど漁民の中に自発的な協同團結の精神がなかつたら、組合が生れて来ぬと思ひます。従つてこの法案の趣旨、精神を全國漁民の一人々々に至るまで徹底せしむるよう、政府の方で予算的にもいろいろ努力をしていただきたい。もちろんこれは漁民の責任にもなりまゐるけれども、当局においてもこの法の精神を傳へていただきたい。漁民というものは非常に無關心なものであります。その点大いに努力をお願いしたい。また民主化を阻害せぬ程度において、團體の結成、発展に対してできるだけの保護助成を努めていただきたい、これが第一点であります。

第二点におきまして、漁民のみの協同組合、漁民のみの生産組合を非常に強調しておりますが、漁民のみの経済的な力でありましては、おそらく大規模な漁業はできません。まず金が漁民のみの出資では足りません。これはもうおわかりにならうと思ひます。しかしこれは普通銀行ではとうてい金融ができません。今日の非常な資材高であつては、もし金融の道がないとするならば、これは法文に書きましても何にもなりません。従つてこの法の精神を生かす上においては、ぜひとも何とか生産組合、協同組合に対する金融の道をとつていただきたいと思ひます。現在において、日本定置漁業組合に対して復金の融資一億円のわくをつくりながら、第二、四半期のわくが、今に至つて事実上一文も融資されておらないという上のような事情でありますならば、

かかる法案をおつくりになつても、魂の入れぬことにならうと思ひるのであります。

第三点といつたしまして、農業協同組合と同様な画一的なやり方ではだめです。特に漁民という字句の解釈について、實際上において手心を加えていただきたい。漁民はただ単に海に行く者だけに限らずに、陸上における加工に従事する者、陸上において資材その他の準備作業に従事する者、少くともこれくらいは漁民としての定義の中に入れていただきたい。それから漁業協同組合の中に加工組合を包含していただきたい。これを希望いたしますのであります。終り。

○西村委員長 次にお野寺慶一君に御意見の開陳をお願いします。

○小野寺公進人 私は宮城縣の零細漁民を代表しております。そうして私はみずから零細なる漁業を営んでおるものであります。小野寺慶一と申します。初頭はなはだ氣の毒なことを申します。よくで申訳ありませんが、われわれがこの公聴会に参りました、だれに公述するのであるかということに現在迷つております。それはなぜなれば、水産委員が二十五名もありながら、たつた二人や三人しか定刻に見えられないといふことは、われわれはだれに向つて陳述していいか。本問題につきましては、はなはだ議會人に對する不満の意を表せざるを得ないのであります。われわれは何らの知識なく、経験なく、零細漁民の氣持を氣持として、水産委員長の電報によつてはせ参じました。一言でも眞に代議士諸公のお耳に達することができればと思つて参つたのに、あにはからんや、天

に向つてつばをするがとき話をしなればならないといふことを、實になげかざるを得ないのであります。おしかりを受けましても、あえて私はこの点は何とも思ひません。このことを申し上げます。

私はこの漁業協同組合法案を一読いたしまして、政府當局の御苦心と勇敏さにひたすら頭を下げて、敬意を表し上げるものであります。まず大要はこの趣旨に對しまして賛成を申し上げます。しかしながらここに大きな問題が伏藏しておりますので、この点はあるいは法の研究未了のため、法文の解釈のうちに含まれてゐることは知らずに申し上げるかも知れません。もし幸ひにしてそういうことがあれば、つこうであると思ひます。まず漁業協同組合の成功するかしないかが、漁業權とにらみ合せからみ合つて、初めて成功、不成功ができるじやないかと考へておるのであります。申し上げることは協同組合法のことから逸脱したことになるやもしれませんが、何せ漁業權の取得態勢が漁業協同組合の成否にかかわつてゐる。かように申し上げたい。それはただ單に漁業權は漁業協同組合に與える。その漁業協同組合のつくり方が、發表されました漁業法案のその字句のうちに、地元地区組合、これは非常に漁業權とにらみ合せる場合において考へなければならぬといふ字句であると思ひます。はい、社会的経済的ななどという明文をもちつてつづられておりますが、この漁業權は、その地先單一のものであるなれば非常に事がやす／＼と運ぶものであ

あるいは宮城縣の氣仙沼灣の地区のとき、なべの中の水を周囲の町村が交錯し合つて、入り合つて、とり合つております場合を考へますと、非常に將來の成果に暗澹たる思ひがいたすのであります。この点を十分と政府當局が考へになつて、最善の御注意を未然にお拂ひにならなければ、せつかくの漁業協同組合の行き先に暗礁があるものではなからうかと思ひます。であります。爾來漁業協同組合が組合的に漁業權を取得するかしないかという問題で非常に考へを深くさせられます。とにかく根つけ漁業權は別といたしまして、区画漁業、定置漁業等を漁業協同組合から切離して個人的に與えるといふことになりまゝと、組合の運営は非常に弱体化して行くといふことを考へさせられます。

次にかりに組合が各自の組合員によつて自主的に運営して行くのだといふことになりまゝと、この経済界の輻湊した面におきまして、收拾のつかない面が出て参るおそれがあります。区画漁業においては、特にみずからやつておる業者に與えるといふことが最も考へなければならぬものである、こゝういふことを考へておるのであります。これは當然協同組合法の第十一條の事業種類の中に、この漁業權の取得に關係を及ぼす事業運営が規定されておりますから、この漁業權の取得關係をこゝで申すことが、必ずしも協同組合の審議に違背し、横道になつたと論ぜられることはなからうといふことを確信しております。

いと規定されております。四分の三の漁民といふことは、四分の一の非漁民といふことを暗に明示しておるものであると思ふ。これは前の公述人にはなはだ相済みませんけれども、漁民みづからの手によつてやるのに、そんなばかな扱ひをしないでもいいのではないかと私は考へております。あくまでもばかな漁民を、法の上においてまでもばか扱いにするといふ、そんなたわけたことではないのかと考へます。なるほど漁業の資金を運用するの

に、政府の方々はうそが上手で、復金だの何だの言つて金を貸すふりはしてありますけれども、いまだに金を貸さない。特に零細漁民には一向お考へが願われない今日の事情からいたしますれば、ばかな漁民の頭を百集めても、ゼロを百集めてもゼロ、イコール・ゼロといふことになりまゝです。そこで偉い人を頼んで来る。力のある者を頼んで来る。これはいよいよ現在の在するところのボスを放逐するといふねらい、いわゆる民主化といふことのねらいは、さういふ一つの大きな陰の力を排除するところの運動であらねばならぬ。だからさういふ場合金を貸す人を漁民といたしまして、その人に頭をつかまれるといふような考へ方は、この際遺憾ながら私は反對せざるを得ないのであります。どうぞこの目的達成には、政府の定めました復金の活用でも、あらゆる金融面におきましても、もう少し腹を大きく持つていただきたい。急速に實現化を願わなくても、われわれ漁民で自主的に運営ができるものと確信するのであります。ただし漁業調整員についての数字につきまし

では別でございませう。

それから漁業協同組合の役員の問題、これは第三十五條で、設立当初は一箇年だ、それから普通は一箇年だ。組合規約で二箇年まではいかにせうかというふうなことを話しておられますが、私の考えてみまする場合において、新しい法律を眞に研究し、眞にこれを自分のものにしようとして打立つ場合において、たつた一年で書き方も法文も知らないうちにぽかんとまたかわるなどという考え方は、どういふところから出てくるかというところを疑問に思ふのであります。まず後日発表されるであろう漁業法のうちに、二箇年間の暫定期間がある、かようにうたつておるとするならば、その最少限度の二箇年間は眞にあぶらの乗りかつた、その第一年度の任期の者によつてやるべきではないかと思うのであります。農地調整法のような業種別の仕事をやるのとは事が違ひまして、複雑多岐にわたり、常識で判断のできない漁業の措置を講ずるのに、しかも法は二箇年の暫定期間があるのに、かわつてもいいから二人でやれということ、は、實際問題としてこれは不合理きわまる期間である。どうしてもこれは当初年度は二箇年、通常は四箇年ということをお願いしたのであります。

それから第五十二條の總代の定数が五十人というところは、これは三十人でもいいと思ひます。なるほど町村代議員は優秀な者ばかりの集まりだから十八人あるいは二十二人でもいいが、漁民はばかの集まりだから五十人もなければならぬということもまたやむを得ませんが、これから御教育をいただきたい勉強いたしましたして、三十人くらいが適

当ではなからうかということも考えておるのであります。

もう一つは出資方法でございませう。出資は私の常々考えておりますところの問題であります。これは法文の上には定額出資を求めております。いわゆる一定の株式組織のような形でございませうが、私はこれを何とか法的に増加の式と、かように称してございませう。つまり一定額を出し合つたならば、その後は利用度に応じてパーセントを定めておいて、常に累加増進して行く、進んで行くということではないけれども、利用する人は利用しない人の出資金を利用したとして事業を経営し、恩恵に浴している。だから當然そのことによつて得た利潤のうち、取扱ひの中から何パーセントに相当するものを一定額の中に常に累加、増進して行くべきである。かように考えているのであります。これの出資証券その他のことにつきましても、はなはだ幼稚ではあるが、一應の考えを持つております。次に連合会のあり方でありませうが、連合会は地方にあつては二つにしたい、かように考えております。いわゆる私の言いますところの連合会は、経済界と経済界とを結合するものであります。つまりそこに一つの貨物の集散地、いわゆる町がある。その周辺に数箇町村がたむろしている。その数箇町村の経済はその町を通じて営まれていゝものであります。その区域一帯を経済界と私は名づけていゝのであります。この経済界が相連合して、自分の目で、自分の口で、自分の手で強力なる経済の行爲を行うことができ得る。これは當然法にも明示されてあり

ます。その上に、縣一丸となつた連合会が欲しいものだ。しかしこの縣の連合会は絶対経済行爲をなさしめないという建前を考えていゝのであります。仕事は中央と地元との中間にあつて、もつぱら連絡機関であり、指導機関である。そうして復金あるいはその他の金融の面を担当いたします。いわゆる金融機関、こういう性格を持つたものでなければならぬ。これ以上の経済行爲をやればならぬ。迷惑千萬なことばかりあるのであります。將來もあえてこの縣の一丸となつた方の連合会を経済問題には必要としないのであります。もしそれと反対であるならば、協同組合によつて恩恵を受けるどころか、事業の摩擦と負担の加重によつて、協同組合がありがた迷惑になるきらいがあるのであります。

以上のことは、時間もありませうので、断片的な、皆様の御話と触れないだらうと思ふ点のみを申し上げました。結論は、なにせ待ちに待つた漁業協同組合法案が今議会上程されておりますので、根本的なすり方をしたならば、またいつのことかわからぬ。この漁業法案が今議會を通過しなかつたならば、漁民はおそらく協同組合を全部返上申し上げて、根本的な自由漁業になつて行かざるを得なくなるのではないかと申すのであります。それは私どもの欲するところではありませうので、この議會におきましては以上申し上げました條文の要点のみ、数字的な要点のみをまずもつて補正せられて通過せられ、かつ後日漁業法案の検討の場合、これとらひ合せまして、協同組合法案の根本的討議御決定

をみたいものである。かように存するものであります。

もう一つは漁業権の緊急措置法の問題でございませう。これはたつた一言だけでございます。これは農地調整法の施行によつて、土地を何月何日——昭和二十年十一月二十三日現在で貸借しておつたその姿によつて農地調整法を施行するといふようなあり方と同様に今度の漁業法が通過するであらうという見地から、現在漁業を行つておるところの賃貸関係は着々と破壊され、しめ出しを食つておるようなことは、廣く聞き受けられておるのであります。少くともこの問題は終戦當時にさかのぼるか、あるいは一箇年ないし一箇年半にさかのぼつて、その姿によつて取扱うのであるといふようなことになつていただかなければ、ボクなり利権屋のために零細な漁民はしめ出しを食う姿になる。現にそのうき目を見つたところ、漁業の施設の撤回を責められつつあるのであります。この点政府御當局並びに議會各位に對しまして、眼光紙背にお徹しくださいまして、零細漁民のため一段と御施策を煩わしたいと思ひるのであります。

たいへん冒頭に乱暴なことを申し上げまして恐縮に存じます。しかしながら日本の一帯北のはずれから参りましたので、何か記念になるようなことを申し上げてみたいと思つただけにすぎませうから、悪しからず御了承願ひたいと思ひます。以上で終ります。

○西村委員長 次に鯨岡稔雄君に御意見の発表を願ひます。
○鯨岡公進人 私は現在漁業経営者団体連盟に職を奉じておる鯨岡稔雄と申します。

この水産協同組合法案について、私がずつと一覽したところによりまして、十七、八点非常に今度の法案の特色が出ております。たとえば組合の種類を漁民のものに加工業者のものにしたとか、あるいは漁民の定額法と法の関係、それから漁民の定義が根本的にかわつた、それから組合の事業として、從來にないところの團體協約の締結とか、あるいは教育、情報事業を非常に強化したとか、それから貸借証券を発行する、それから組合と組合との間に専用利用契約、あるいは員外理事制度、役員改選請求権というリコール制とか、それから從來にないところの設立発起人からすぐ創立總會に移らずに、その前に設立準備会といううな制度を設けたこと、行政廳の自由裁量が非常に制限を受けたということ、それから非常に画期的な制度としましては、生産の協同化といううな意味で漁業生産組合というものを創設する、それから連合会の規模の制限、あるいは出資の問題としては現物の出資等々、十六、七の非常に新しいもの、あるいは改正された事項がございませうが、この中で時間の關係もありませうから、二、三基本的な問題について修正意見を述べさせていただきますと思ひます。と言ふのは、この水産協同組合法案がどうして水産協同組合といふうな名前のものにつて行くか。これは水産協同法をそのまま踏襲するといふのは、先ほどの公述の中にもありましたが、先ほども製造業といふものがあるために、從來の組合を二本建にする。從來の水産協同法では縣の水産業会あるいは中央水産業会の方へこれが包括されますが、これは最後まで組

常に私は進歩的な点があるのじやないかと思ひます。しかしこの協同組合は二つになつていますが、先ほどの業種組合の地区というものが、市町村あるいは特別区、行政区の区域を越えるという、これでは非常に地区の制限がゆるいと思う。いまだし地区の制限は廣めていただきたいと思ひます。そうしてその業種組合の人が、業種組合をつくる場合には一應第十八條ではこういうふうに分れておりますが、設立のところの第六十一條にいきますと、出席した漁民の過半数でそれを結成しますから、たとへばここに定置漁業の業者が二十五人おりまして、定置業者の協同組合をつくりたいという場合に、その定置漁業に従事する者がみなその設立準備会に入つて來た場合には、従業員を除いたところの業種組合というものはできないように第六十二條にはなつてゐるのです。そうしますと、せつかく第十八條の第一項、第二項でもつて地区の協同組合と、業種協同組合をわけた意味が設立のところで、要するに不徹底になつてゐるのであります。この点は第二項の「特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者に限ることが出来る」というのを「又は」以下を削除して、特定の種類の漁業を営む者に限ることが出来る。とはつきりしていただきたいのであります。第十八條の第二項は、業種組合は要するに漁業経営者の組合だというふうに、いかにも業種組合をつくると、階級的な対立があるというけれども、この協同組合は要するに漁民の社会的な地位を向上させるという意味だつたら、ごまかしの一つ、この協同組合の中に入れて、實際その地区の協同組合でも利用

分野から言へば圧倒的に片方が占めて、ただ形式上の一人一票というようならぬと思ひます。それよりその経営者は経営者として、外の大きな資本に当るためには、彼らは一緒にたつて強固なものをつくらなくてはならぬ。またそれに従事する者は一人一票だというようなごまかしでなく、自分らの立場から、これは自分らの正当なる労働の対価を要求するべきだ。今までは一つの協同組合の中に入れて外の力に押された、そういう負担を全部労働者の方に轉嫁しておつた。これではいけない。経営者は経営者として強いものをつくつて外の資本に当らして、その経営者に対して労働者は正当なる対価をとるといふような意味で、業種別の労働組合を今の設立のところでその趣旨が徹底できないというような、法文上の欠点は是正していただきたいと思ひます。これが第三点です。

第四点は、しからば今の漁業経営者の方としては、そういうふうな強いところの協同組合をつくる。労働者の方は生産組合をつくらせる。しかしこの法案では、資材も、税金の問題も、あるいは金融の問題についても、別に裏打ちが全然されてない。しかもこういうふうな厳格なことになるれば、むしろその生産手段を持つた者は、この協同組合に船をチャーターして、その組合の安いコストでもつてそのチャーター料を非常にたくさんとるといふように、濫用されるような危険をはらんでおるのであります。そういう意味でこの生産組合については、業種組合に、センチメンタル的にいづく、なことをしないで、はつきりわけて、

そうしてそのかわり、彼らには彼らとしての合理的な、近代的な経営をさせるような、一つの生産組合というものについての物的な裏打ちをしてやるように、生産組合は持つて行くべきじやないかと思ひます。

それから連合会の規模ですが、これは独占禁止法、あるいは過度経済力集中排除法、事業者団体法等々によつて、相当資本の横暴を抑制しておる。しかし協同組合そのものが独占化するのではないかというような意味で、この連合会の規模を地区で制限し、あるいは全国的なものは数で制限するといふように持つて来ておられますが、これは根本的に誤つた考えではないかと思ひます。大体協同組合の本質を疎離するやうな考え方です。なるほど戦時中、中央水産業協会がピラミッドの頂点に立つて漁民の收奪をしたといふことはいふまでもない事実だと思ひます。しかしそれは國家の水産政策を浸透し、遂行させるためにやつたものであります。が、この連合会というものはそうではなくて、自分らがより強いところの資本の力に当るためには、一つでもよけいに皆が集まつて、全国的な規模でもつて当らなくてはできない。そういう意味で中央集権化とか、あるいは独占化とかいうようなことは當らないことだと思ひます。しかもこの協同組合も、個々の企業がだん／＼独占化して、たとえばそれがトラストあるいはカルテルにならないにしても、企業そのものがそういう過程を経て現在独占化したところの企業になつてゐる場合には、それと闘うためには、どうしても全國的な連合組織をつくらなければ全然問題にならないのであります。

これを三百とかあるいは縣で制限するといふことになる、協同組合そのものがほんとうに漁民ならば漁民の経済的な、社会的な立場を上げるかどうかといふことについて、多大なる疑念を抱くものであります。しかもこの連合会の規模制限については、その事業の種類とかいふものについて全然検討を加えていないように法文には出てゐるのであります。第十一條の十号においては、教育事業をやらなければならぬ。教育情報事業をやつて漁民の自覚を高めなければいかぬとしてあり、その意味で第五十五條においては、そのために繰越金の制度として、剰余金の二十分の一を繰越すことになつております。しからば、よしその独占の問題を譲つたとしても、こういう教育情報事業については、そういう繰越金制度を認めながら、どうしてこの連合会の規模を制限したかといふことを言ひたいのであります。

次は信用事業でございます。この信用事業は、連合会がただの三百でもつて仕事ができるかどうかといふことは、経済の常識人としては、答へがはつきり出て来ると思ふのであります。こういう意味において、少くともこれで行くとすれば、私は九十九歩譲つて、この第八十九條の第二項として但書を入れてもらつて、但し第十一條の第一号、第二号並びに第十号の事業を行ふものはこの限りにあらず、といふくらいのことまでやつていただかなければ、全然問題にならぬと思ふのであります。連合会の規模制限に対するところの修正意見は以上であります。まだたくさんありますが、時間が経過しておりますが、ここでごかん

べんをしていただきます。
○西村委員長 次は中地勇榮君の御意見を伺いたいと思ひます。
○中地公進人 私は全國の漁村同盟の委員長の中地でございます。従つて私の申し上げることは漁村同盟の立場から申し上げるようになります。

全國漁村同盟は、終戦後漁村民主化のために、非常につらい運動をいたして参つたのであります。すなわち中央水産業会を頂点といたします水産業団体法に基く系統團體を否定する立場をとつたがために、旧組織にある人々の非常なる誤解を招いたのであります。しかしわれわれの運動が漁民の自主的な組織たる、新生の協同組合の結成にあるといふことを一般が認識するに及んで、われわれの運動が一段と進んで今日に至つたのであります。われわれは協同組合法が、現在水産業協同組合法になつておりますが、それが一日も早くできることを望み、友誼團體とともに漁民協同組合結成促進協議会というやうなものも組織いたしました。今日まで努力いたして参つたのであります。私はこの水産業協同組合法案に対する意見として、法案全体にわたつて申し上げるはずであります。それゆへに、われわれの間の協議により、時間の関係も考慮いたしまして、きわめて簡単に私の担当する部分を申し上げたいと思ふのであります。すなわち第十七條の漁業協同組合の自營條件、いわゆる經營條件と、第三章規定の漁業生産組合、並びに法案にただちに關係はありますが、直接關係はなくともいふゆる資金の問題について申し上げることにいたします。第十八條の組合員の資格において、特に

一項の地区組合において、組合員は漁民でなくてはならないといふことを規定しておきながら、第十七條の經營條件の二において、「組合員の過半数が組合の自營漁業又はこれに附帶する事業に従事すること」となつており、その他五、六の條件にしても、また四の條件にいたしましても、協同組合が自營をするためには、非常に窮屈な條件で、實際問題といたしましては該當するものがほとんどないのではないかと申すのであります。それで漁業協同組合に漁業自營を認めずとする立場をとつて立案されたのか。それともそれを奨励しようとするのか。根本の方針がわかりませんので、むしろこれを明確にいたしました。漁業協同組合では自營を認めない、一切漁業生産組合が漁業經營をやる。しかしこの場合生産組合は協同組合の正会員とするといふことにしなければならぬと思ふのであります。生産組合を協同組合の正会員とするのでなければ協同組合が成立たないやうな所がずいぶん起つて来ると思ふのであります。はたして生産組合が立案者のねらつておられるやうに、陸々たる發展を遂げるかどうかは別として、とにかく規定の上では非常にちぐはぐなやうに考へるのであります。

次にこの第三章の規定の漁業生産組合であります。これは立案者の純粹な氣持から、すなわち從來のボス排撃のねらいはよくわかるのであります。が、漁業生産組合に政府が特別融資の道を講じて行くといふやうなふうにはつきりきまつておるのであるならば別問題であります。第八十二條規定の第二項、第三項のごとき條件で、はたしてこの生産組合が実現できるかと

は、漁業協同組合の自營の目的を考え違ひをしていらつしやるんじゃないかというように考えるのであります。従つて私は漁業協同組合が自營するときにも、役員の手限はしないこと。生産組合と同じように役員に制限を加へられておりますが、これは本来の協同組合の役員の手限のままの姿でやれるというようにしていただきたいと思ふのであります。それから出資の方法も現物出資を生産組合は認めておりますが、協同組合本来の出資の形でそのまゝ漁業が自營できる。なお第十七條の一項から六項にわたりました、いろいろ制限を加へておりますが、このうち一と三だけを残しまして、あとは削除していただくというようにしたならば、漁業協同組合の漁業自營というものが円滑に行くと考えます。これは私全國的には存じませんが、瀬戸内海における漁業の実態を見まして、協同組合が漁業を自營する場合には、どうしても生産組合のような富利を目的としてやらないうで、漁業部落とか、あるいは町村の円満を期するために、また漁業生産をあげるためにやるんじゃないかというように考えまして、協同組合の漁業の自營について、そういうような意見を持つております。

次に漁業協同組合の總代制の件であります。これも先ほど御意見が出たところであります。私も全然同感でありまして、二百人以上の組合員を持つておる組合で五十人以上總代を定めなくてはならないという規則になつております。本来協同組合は、こういうような決議権としましては、總會で万事やるのが理想であります。また、いわゆる民主的であります。漁村の実情はそ

う行かないので、ここに總代制というものを認めたように考えます。認めた以上はそれが実際に即するような法律にしたいだかなくては、せつかつくつていただいたものが役に立たないというところから、先般本縣におきましても、漁業者相寄つてこれをせひ修正していただくという陳情請願をその筋にもすしてあります。従つて二百人以上というところを百人以上、それから總代数は五十人以上でなければいけないというのを、二十名以上に直していただく。こうしますと、總代制が生きて来まして、集るときにもすぐ集まれるというように考えるのであります。

第三番目には、員外利用であります。協同組合あるいは連合会にも適用されますが、員外利用におきましては、少くとも連合会においては、次の制限を設けていただきたいのであります。第八十七條の三項の「但し、一事業年度において」以下の但書を設けていただきたい。事業分量の總額が組合員と員外の者と同等でなければいけない、あるいは員外の者が同等以下でなければいけないというような規則になつておきますが、單個の組合と違ひまして、連合会となりまして、いろいろ経済的に活動しなければならぬやうな部分が出て参ります。従つて事情やむを得ず員外利用の分量が組合員のよりも多くなつたというやうな結果が出て来るのではないかと。特に岡山縣のような消費縣におきまして、鮮魚の扱い、いわゆる鮮魚の共同販賣の部分なんかにおきましては、ただいまの統制規則においては責任負数を持たされている。また取扱いが会員のものが非

常に少いと、会の收支も煩わぬといふやうな事情は、將來配給統制規則がある限り、またたいては縣単位の連合会ができてこゝろのやうな事業をやります。今私どもがやつておると同じやうな扱いになるのではないかと考えます。その場合にこゝろのやうなものがありまして、新しくできた連合会が経済的に非常に困つてゐるやうな点も見られるのであります。協同組合と違ひまして、連合会は活動分野が経済的に多いのだから、こゝろのやうな連合会に限つては事業分量の制限を撤廃していただくといふやうに考えます。

それから第四番目は連合会の事業であります。これは先ほども公述がありました。一般の経済事業と信用事業が切り離されておられます。切り離されたところの、経済事業の方の団体は別として、信用事業の連合会といふものは全然成立しないのであります。おそろく三百万円あるいは五百万円ぐらいの貯金を扱うところの連合会をつくりまして、こゝろのやうなものを経営はとてとれない。従つてこの原案のままだとすると、信用事業をやる連合会の設立はほとんど不可能であります。こゝろのやうな場合は、たゞ上に農林中央金庫があるやうが、將來水産金庫ができやうが、さらに漁村の信用事業の發展はできなくなるといふやうなことになることは明白だと存じます。従つて農林関係のこゝろのやうな団体と違ひまして、特に漁村の信用事業といふことは非常にむづかしいのでありますから、これは経済事業をやる連合会と合せて信用事業もやれるといふやうに直していただくかないと、將來

の信用事業あるいは漁民の貯蓄心の指導とか、あるいは預金の指導といふことが全然できないといふやうに考えます。

それから第六番目にはやはり連合会の問題であります。今回の連合会の設立上第八十九條に連合会の制限がしてあります。これは前回の協同組合ができました当時から考えまして、また將來の社会情勢といふものを考えまして、絶対に全國單位の連合会が必要であるといふことを痛感するのであります。昭和八年にやうやく法が改正されました。漁業者が経済的にやや救われて来た。私もその当時非常に喜びました。漁村の経済的な安定といふこともやや見込みが立つたのであります。が、残念なるかな、すでに支那事變が始まり、大東亞戦争などになりまして、これらの團體が再び水産業團體法によりまして、漁村の手から取上げられてしまつたといふやうな実情であります。私は將來どうして漁村の安定をはかるには、これを再び漁業者の手に返してやらなくては行けないといふやうに考えております。そこで今度の法案に對しましては、下の方は非常に民主的になつておまして、むしろまだ時期が早い、行き過ぎだと思ふやうな感じもするのであります。先ほどもお話がありました。何か漁村の基礎といふものがぐら／＼しかけてゐるといふやうな心配があるのであります。協同組合が弱体化しやしないかといふやうな心配があります。また、上に團體がないといふことは、まことに漁村にとつて痛手でありまして、最近の資材問題、あるいは魚價の問題、こゝろのやうなものが思ふやうに解決できない

といふことも、全國的に漁村といふものがばら／＼にされておるためではないか、これを元通り力強いものにしてやるためには、絶対に全國的の連合会が必要なのであります。私は今具體的にこゝろの意見は述べませんが、どうか全國的に連合会が結成できるように何か法案を直していただきたいと考えるのであります。

最後に第三十四條の委員外理事の件であります。これは非常にむづかしい問題であります。なか／＼決定しなかつたやうな意見を持っております。漁業者といふものは、程度の問題は別として、漁をやらなければならぬといふために、將來協同組合をほんとうに發展させるには専任の理事がいるのであります。ところが理事といふものが専任になつた以上、すでに漁業から手が離れて漁業組合の仕事に専任にやらなければ、協同組合といふものはだめなのであります。きのうは沖へ行つてきた。仕事ができなかつた。今日は一日やつて、あしたまた沖へ行くといふやうな片手間な理事では、とうてい協同組合の仕事は処理できないだらうと思ひます。そこでこの法律を見ますと、四分の一の範圍で必要なものは委員外の理事を入れることができるし、また四分の一はどうしても委員外のものを入れなければならぬといふやうな規則ではないので、四分の四全部漁業者の方でやれるところはやれるのであります。これは結局漁業者の自覺にまつよりほかなくて、やれるところはもちろん全部でつこうであります。日本

中を見ますと、全部が全部四分の四で漁業者の理事でやつて行けるという所はないのではないかと。そうしますと、こゝろのやうな穴を救うために、法律上四分の一は認めてもよいといふやうな規則は非常に適當でつこうじやないか、特に連合会ができました場合に、この規則そのまゝが連合会へも適用されると思ふれば、なお四分の一のものは員外の者を認めた方が適當であるといふやうに考えます。終ります。

○西村委員長 次に野村貫一君御発言を願ひます。

○野村公述人 私漁業協同組合結成促進中央協議会の委員長としております。野村貫一でございます。水産業協同組合法案につきましては、國會におかれましてぜひとも修正していただきたいと考へられる重要な問題がたくさんあるのでございまして。しかし私は今日は漁民の團體と漁場利用上の利権との關係につきまして意見を述べさせていただきます。

まず私のお願ひの結論を先に申し上げます。漁業協同組合は漁民の團體と漁場利用上の利権に對しまして、漁民の團體であるところの漁業協同組合がその主体制をもちますやうに、漁業協同組合の性格ないし機能を強化していただくといふことでございます。その理由を簡単に説明いたします。申すまでもなく日本再建の重要國策の一環として、水産に関する諸般の制度の革新を断行するにあたりましては、その基本的な地ならし工作として、何となくあれ水産業の第一次の生産地盤であるところの漁場、この漁場の利用に關するあらゆる利権を漁民に開放しなけ

ればならないことは申すまでもないこととあります。働く漁民に漁業権を開放せよ、働く漁民に漁場を興えよ。この声は全国の津々浦々に起つておるのでございます。全国漁民の大衆が要望しておることは衆知の事実であるのでございます。そしてこの要望は國內の識者によつても賛意を表せられておる要求なのでございます。しかしながらわが國の沿岸ないし近海におきまする漁場利用の狀態は、実に複雑錯綜をきわめております。これは世界各國に類例のない特徴のある事実でございます。このようなわが國の漁業の特異性から見ましても、また漁場利用に關する利権そのものの性質から考えましても、働く漁民の一人々々にこの利権をわけて持たせるといふことは不可能なこととでございます。だからといって農地制度の眞似をして漁場を基盤目のように地割して、これを一人々々の漁民にわけてもたせるといふことは、これまたわが國の漁業の特質から見ましても、全然意味をなさないこととでございます。このように考へてみますと、少くともわが國におきましては、漁場の利用上の利権または漁場を漁民に開放するといふことを實現するためには、これらの利権ないし漁場に対する主体性を一人々々の漁民ではなく、全部の漁民がつくつておるところの團體に確保させるという方法をとりよはかに方法はないのでございます。その上わが國の漁場制度並びにその制度の運用につきましても歴史的に考察するならば、今申し上げたような考へ方が正當づけられる実証は幾つも発見されるのでございます。中でも現在ある漁業会のような漁民團體、もちろん現在の漁業会

はその内容に好ましからぬ点がたくさんあるのではありませんけれども、とにかくにも多数の漁民を擁しておるこの漁業会のような漁民團體が、現在漁業権の六割三分以上を享有しておる。これも漁業会が統制團體になつたためにすぐにできあがつた事実ではないのであります。漁業法が明治三十四年に發布されて以來、漸を追うてこういふような結果になつたのであります。この歴史的な事実を見ただけでも、わが國の漁業の基本的な正しい方向といふものをうかがひ知ることができると私は思うのであります。詳しい説明は今日省略いたしますが、とにかく漁場利用上のすべての利権に対する主体性を漁民の團體に與えるといふことをしない、漁業の民主化だの、あるいは生産の増強だの、漁民の生活安定向上だのと云つても、およそ意味をなさないことだと私は思うのであります。特に國策の非常に重要な問題であるところの経済民主化といふことは、私の考えるところでは、結局そのねらいは自由公正なる競争といふこと、これをねらつておると思つてでございます。そのねらいには結局生産の増強、國民の生活安定局向上といふことになるのでございますが、しかしその点から見ましても、漁場利用の利権を漁民の團體に與えるという方法による経済の分散を行わずして、公正なる競争はとうてい望むことはできない。望むことができないのみならず、現在ですらわが國の近海あるいは沿岸の漁場は戦場化しております。骨肉相食む修羅場化しております。でございます。これをともかくにも、及ばずながらも今までの制度で少しづつ治めておつた。これを今のよう

な團體の内容にしておいて開放したならば、公正競争どころかともなひない修羅場を演ずるようになります。私は非常に心配しておるのでございます。こうした意味におきまして、くどいようではございますけれども、この今回の漁業協同組合といふものが、漁場に關するすべての利権に對して主體制を持つように、どうしても國會において修正していただきたいのでございます。これは野村實一個人の意見ではございません。廣く全國を行脚して聞きましても、また中央におけるいろいろな方の御意見を聞きましても、これは確かに漁民大衆のほんとうの聲でございまして、要望でございます。どうぞ國會議員の方々にお願いします。どうは、この漁民大衆の要望に沿うように、適當な御修正をお願いしたいと思います。最後に、午前中この会におきまして石原議員から御注意がありました。今私の申し上げたことは非常に抽象論でございますので、お急ぎならば、具體的にどうか少くとも今度の漁業協同組合の目的に關する何かの條項を設けてくださいまして、その目的の中の最も大切なところは、漁場利用利権の主体になることであるといふことを明記するようにして、大きな釘を一本ぶつとりと差し込んでもらいたいと思つてでございます。

○西村委員長 次に宮城雄太郎君。○宮城公述人 私人水産事情調査所の常任理事をやつております宮城でございます。戦後全國の漁民は新しい漁民の組織を要求して参りました。この要求はまさに熾烈なものがございまして、しかし漁民各位が熱烈に要求するからといつて、その内容がどんなものでもよいから、早く漁村に組織を打立てるものを、そういう法律をつくれといふことではないのであります。漁民は漁民が納得し、その自主性の上に立つて新しい漁村の再建できる法律こそ望んでおるのであります。その意味から考えればこの法案を見ます場合に、この法案は漁村の基本法であります漁業法の七程と同時に上程さるべき筋合ひのものであります。この漁村の経済組織が、過去長きにわたつて封鎖的な基盤の上に築かれ、その経済組織を土壌として組立てられてまいりました既存の各種團體を批判し、その批判の上に打立てられるものであります。ゆえに、今更上程になつております水産業協同組合法案は、一つの漁村の民主化を促進する法律案でなければならぬ。そうした性格からこの法案を見ました場合に、残念ながら各種の欠陥を持つております。この欠陥があるといふことは、漁民各位が熱烈に要求するから、かかる欠陥があるものでもよろしいといふことにはならないのであります。かかる立場から考えまして、私はむしろかかる法案は上程を打とめて、至急に抜本的な改正をやつて今國會に上程すべきであると信ずるのであります。なぜ私はそのようなことを申すかと言いますと、現実の問題として漁民はそれのように急いでおります。また今國會の会期も長期間の審議を許さない。かかる現状から見ると、とにかくこの法案を通さうではないかといふこととに相なると思つております。それでは根本がばやけますので、本公述人

はその根本について申し上げるのであります。まず第一に、この漁民組織は、日本の終戦後の至上命令である日本民主革命の遂行のための法律案でなければならぬ、漁村の封建性を拂拭するため、自主的漁民組織の規律でなければならない。この自主的漁民組織の規律をつくることとは、先ほど申しましたように、過去の漁民組織の批判の上に打立てられなければならない。過去の漁民組織の批判をいたしますものは、漁業を規制いたします現行漁業法の批判でもあるのであります。この現行漁業法が、今漁民によつて何を改革の目的として要求されているかと申しますと、先ほどの公述人も述べられましたように、現在の漁業権を働く漁民に再分配せよといふのが、これが最も熾烈な要求であります。この要求を骨子として、おそらくは新漁業法案は作成されるものと信じております。が、そのような基本法を出さないで、そして漁民組織の土壌であるべきという法案をたな上げたまふこの協同組合法案を出すのでありますから、その影響するところは、漁業者の協同組織の上にいろ／＼な影響を持ち、またその影響を持つといふことが、この法案の中にわれ／＼の納得しかねる各種の條件を持ち込んでおるのであります。これを例証的に申し上げますと、まず第一に、この法案を通過して感ずることたゞ／＼申し上げるやうに、働く勤勞漁民の組織を忠実に生かすといふよりも、過去の統制團體の性格を継承し、温存せんとする性格が濃厚であるといふこととあります。この点を逐

條的に申し上げて見たいと存じます。

この法案は、第一條において目的を明確にいたしております。「この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図り、國民経済の発展を期することを目的とする。」かかる目的は動労する者の経済的、社会的基盤の改革なしには絶対に期待できない、このことは言葉をかえて申しますれば、日本國內にきまなく行き渡つております封建的基盤を一度耕し直して、その上に新しき種をまきつけ、その種が健康に強大に成長すること、これがすなわち協同組織による経済力の発展であり、生産力の高進なのであります。そのように考へて参りまして、この法案を見たとときに、まず第一に疑問になりました。この法案が第一に骨子にいたしてあり、一番特色のあるものは、これは漁業生産組合の事項であります。また漁業協同組合が過去においてなし得なかつた漁業の自営を、協同組合においても認めさせようとする行爲であります。ところが第一に疑問になります。本法案の第十一條におきまして組合の行いす事業を十二箇條にわたつて指摘いたしております。この真正面の事業の項目の中には、漁業を經營するという項目は一項も入つておりません。もつとも十七條に至りまして初めて、漁業を営むことができる規定に相なつておりますので、これは同じ法律の中だから、どちらへ置いたからといつて優劣はないという御意見も出ると思いますが、少くとも漁業の今後のあり方が、協同を目的として、零細漁民の健全かつ強大なる成長を願わ

んとするならば、第一番にこの問題がここに明記されてしかるべきであります。條件の整つたものならばこれをつくらしてよろしいというふうな付随的な形でなくて、もつと第一番に、基本的にこの考へに立つていただきたい。このことをなせ申し上げますかといふと、この法案の第七條におきましては、かつお、まぐろ以下、現在資本家的形態のとりやすい、いなそのように移行しつつあります漁業を、独占禁止法との関係において、その経営規模を規定いたしておりますが、ところが私たちの調査いたします項目に出て来る現実には、多くのこのような業種團體、すなわち私的独占の傾向の強い團體において、協同組合の設立が非常に熱心に研究され、そのような機運の中にございます。奥村君でございましたが、指摘しておりますが、これからの漁村がこのような企業家的形態を持つ組合と、零細漁民の組合と二つに分裂して、そこに摩擦が起るであらうといふことを申ししておりますが、私はむしろ摩擦ではなくて、このような経営規模を持つ業種團體が、それ／＼協同組合の設立をいたしますならば、あとに残ります零細漁民の経済力というものは、容易に伸び得ないのではないかと考へております。またこの十一條に真正面から漁業の自営、漁業の經營といふことを認めていないのは、むしろ第七條のこのような経営者團體の経済的進展を、一つの伏線として、むしろ第一次的な目標からずらしたのではないかと考へることができるのであります。

業、漁業の自営との関連において私は申し上げるのでありますが、本法律案におきましては、生産組合は協同組合の準会員の取扱ひをいたしております。しかしこれは正確に協同組合の正会員として規定すべきであります。生産組合がすべて漁村の生産活動を営む、そしてそれらのものが漁村の計画的な経済の上に立つて伸びて行くためには、どういたしまして村全体の経済を計画いたします協同組合の規制のもとにあることが正しいのであります。協同組合は、各種の生産組合をつなぎ合せ、これを促進いたしまして、村全体の労働力の配分、あるいは生産手段のそれ／＼の生産組合への配分等によつて、合理的な漁村の生産体系を整へて行かなければならない基本の團體でございますから、この基本の團體の統制と申しますか、規律と申しますか、かかるものが生産組合に十分に及ぶことが必要であります。また生産組合はこの規律に服することが最も合理的であると考えられるのであります。その意味におきまして準会員の性質として、正組合員たるの性格を持つべきかと思つております。あるいは生産組合の組合員は協同組合の組合員でもあるのだから、そのように嚴重に言ふ必要はないという御意見も出るかと思ひますが、一應すべてのものを規律づけます法律の建前上は、しかく嚴重に考へて、そのように直すのが妥當かと思つております。

を規定いたしましたして、ここだけを讀んでおりますと、連合会が金融業務を行う。金融業務を行うといふことは單に預貯金の受入れをするといふことではない。漁村が今後伸びて行くための協同生産体制を裏づけする資金的業務を行うのでありますから、非常にこれは重要なものであつて、ここにこそ漁村の今後の経済の分岐点がかつてゐるのではないかと、われ／＼は重要視してゐるのであります。ところがあとになりましてから、信用業務は單営の連合会で行ふべきではないといふ規定になつております。すなわち同條の四項によりまして「第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附随する事業のほか」といふふうに、ちやんとなつておりました、單営でなければいけない。ところが先ほど永井公述人からもお話がありましたように、現実には漁村の預貯金を受入れる信用業務が、縣だけ切り離しまして独立して、はたして成立つか成立たないかといふ問題であります。この点は農村の關係とはまつたく違つたのであります。現状におきましては、山形縣のごときに至りますと、現行の漁業会の数にはわずかに七会といふところもございいます。この七会が独立いたしました金融機關を持つて、はたして運営できるかどうか、これは現実的に考へればそうなんです。一番大きいとされております北海道においてすら百三十数会にすぎないのであります。これらの点を考へてみますと、金融業務を独立させるといふことは單なる觀念の上の問題である。あるいはいろいろ他の法律とのからみ合い、そういう

点も考慮されるのかとも思ひますが、いづれにいたしましても水産業の團體が金融業務を行いますといふことは、独占金融資本が、その融資力をもつて市町村あるいは國の経済を左右するといふのは全然違つたのであります。これとはちやんと漁民が生産をあげ、そこで得ました剰余が蓄積されて、これが再び漁民の生産に投じられて、この漁業の生産が拡大されて行く。こういうたらいまわしの關係にあるのでありますから、よほどこれは強力な育成政策を考へなければならぬ。それがためにはどういたしまして、この連合会の信用業務といふものは、他の流通部門の事業と同様に、一つの連合会の中ので内において行ふのが妥當である。これが水産業の現実に即したものと私は考へるのであります。

それから理事の定数のこと、これは盛んに問題になつておりますが、これも私の基本的な觀念によりまして、これは漁民みずから自己の團體を規制して行くという精神を生かすならば、当然理事は漁民の中から選ぶべきだ。漁民の中には、漁民の自主的組織を運営する力を欠くから、他から理事を選んて来るといふことは、何でもなしのことのようでありますが、実はそのような漁村の行き方こそ、漁村の全経済がボス的な組織によつて壟斷されて来た基盤の一つなのであります。またこの法は、そのような事務的処理あるいは経済的な業務の運営等に、漁民の現段階においての手腕並びに理解が不足するものがあるのではないかと考へがあつたればこそ、後段の参事制度がつくられてゐると思ひます。よぶんのことを言うようでありますが、社長は多少

業、漁業の自営との関連において私は申し上げるのでありますが、本法律案におきましては、生産組合は協同組合の準会員の取扱ひをいたしております。しかしこれは正確に協同組合の正会員として規定すべきであります。生産組合がすべて漁村の生産活動を営む、そしてそれらのものが漁村の計画的な経済の上に立つて伸びて行くためには、どういたしまして村全体の経済を計画いたします協同組合の規制のもとにあることが正しいのであります。協同組合は、各種の生産組合をつなぎ合せ、これを促進いたしまして、村全体の労働力の配分、あるいは生産手段のそれ／＼の生産組合への配分等によつて、合理的な漁村の生産体系を整へて行かなければならない基本の團體でございますから、この基本の團體の統制と申しますか、規律と申しますか、かかるものが生産組合に十分に及ぶことが必要であります。また生産組合はこの規律に服することが最も合理的であると考えられるのであります。その意味におきまして準会員の性質として、正組合員たるの性格を持つべきかと思つております。あるいは生産組合の組合員は協同組合の組合員でもあるのだから、そのように嚴重に言ふ必要はないという御意見も出るかと思ひますが、一應すべてのものを規律づけます法律の建前上は、しかく嚴重に考へて、そのように直すのが妥當かと思つております。

を規定いたしましたして、ここだけを讀んでおりますと、連合会が金融業務を行う。金融業務を行うといふことは單に預貯金の受入れをするといふことではない。漁村が今後伸びて行くための協同生産体制を裏づけする資金的業務を行うのでありますから、非常にこれは重要なものであつて、ここにこそ漁村の今後の経済の分岐点がかつてゐるのではないかと、われ／＼は重要視してゐるのであります。ところがあとになりましてから、信用業務は單営の連合会で行ふべきではないといふ規定になつております。すなわち同條の四項によりまして「第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附随する事業のほか」といふふうに、ちやんとなつておりました、單営でなければいけない。ところが先ほど永井公述人からもお話がありましたように、現実には漁村の預貯金を受入れる信用業務が、縣だけ切り離しまして独立して、はたして成立つか成立たないかといふ問題であります。この点は農村の關係とはまつたく違つたのであります。現状におきましては、山形縣のごときに至りますと、現行の漁業会の数にはわずかに七会といふところもございいます。この七会が独立いたしました金融機關を持つて、はたして運営できるかどうか、これは現実的に考へればそうなんです。一番大きいとされております北海道においてすら百三十数会にすぎないのであります。これらの点を考へてみますと、金融業務を独立させるといふことは單なる觀念の上の問題である。あるいはいろいろ他の法律とのからみ合い、そういう

点も考慮されるのかとも思ひますが、いづれにいたしましても水産業の團體が金融業務を行いますといふことは、独占金融資本が、その融資力をもつて市町村あるいは國の経済を左右するといふのは全然違つたのであります。これとはちやんと漁民が生産をあげ、そこで得ました剰余が蓄積されて、これが再び漁民の生産に投じられて、この漁業の生産が拡大されて行く。こういうたらいまわしの關係にあるのでありますから、よほどこれは強力な育成政策を考へなければならぬ。それがためにはどういたしまして、この連合会の信用業務といふものは、他の流通部門の事業と同様に、一つの連合会の中ので内において行ふのが妥當である。これが水産業の現実に即したものと私は考へるのであります。

それから理事の定数のこと、これは盛んに問題になつておりますが、これも私の基本的な觀念によりまして、これは漁民みずから自己の團體を規制して行くという精神を生かすならば、当然理事は漁民の中から選ぶべきだ。漁民の中には、漁民の自主的組織を運営する力を欠くから、他から理事を選んて来るといふことは、何でもなしのことのようでありますが、実はそのような漁村の行き方こそ、漁村の全経済がボス的な組織によつて壟斷されて来た基盤の一つなのであります。またこの法は、そのような事務的処理あるいは経済的な業務の運営等に、漁民の現段階においての手腕並びに理解が不足するものがあるのではないかと考へがあつたればこそ、後段の参事制度がつくられてゐると思ひます。よぶんのことを言うようでありますが、社長は多少

業、漁業の自営との関連において私は申し上げるのでありますが、本法律案におきましては、生産組合は協同組合の準会員の取扱ひをいたしております。しかしこれは正確に協同組合の正会員として規定すべきであります。生産組合がすべて漁村の生産活動を営む、そしてそれらのものが漁村の計画的な経済の上に立つて伸びて行くためには、どういたしまして村全体の経済を計画いたします協同組合の規制のもとにあることが正しいのであります。協同組合は、各種の生産組合をつなぎ合せ、これを促進いたしまして、村全体の労働力の配分、あるいは生産手段のそれ／＼の生産組合への配分等によつて、合理的な漁村の生産体系を整へて行かなければならない基本の團體でございますから、この基本の團體の統制と申しますか、規律と申しますか、かかるものが生産組合に十分に及ぶことが必要であります。また生産組合はこの規律に服することが最も合理的であると考えられるのであります。その意味におきまして準会員の性質として、正組合員たるの性格を持つべきかと思つております。あるいは生産組合の組合員は協同組合の組合員でもあるのだから、そのように嚴重に言ふ必要はないという御意見も出るかと思ひますが、一應すべてのものを規律づけます法律の建前上は、しかく嚴重に考へて、そのように直すのが妥當かと思つております。

を規定いたしましたして、ここだけを讀んでおりますと、連合会が金融業務を行う。金融業務を行うといふことは單に預貯金の受入れをするといふことではない。漁村が今後伸びて行くための協同生産体制を裏づけする資金的業務を行うのでありますから、非常にこれは重要なものであつて、ここにこそ漁村の今後の経済の分岐点がかつてゐるのではないかと、われ／＼は重要視してゐるのであります。ところがあとになりましてから、信用業務は單営の連合会で行ふべきではないといふ規定になつております。すなわち同條の四項によりまして「第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附随する事業のほか」といふふうに、ちやんとなつておりました、單営でなければいけない。ところが先ほど永井公述人からもお話がありましたように、現実には漁村の預貯金を受入れる信用業務が、縣だけ切り離しまして独立して、はたして成立つか成立たないかといふ問題であります。この点は農村の關係とはまつたく違つたのであります。現状におきましては、山形縣のごときに至りますと、現行の漁業会の数にはわずかに七会といふところもございいます。この七会が独立いたしました金融機關を持つて、はたして運営できるかどうか、これは現実的に考へればそうなんです。一番大きいとされております北海道においてすら百三十数会にすぎないのであります。これらの点を考へてみますと、金融業務を独立させるといふことは單なる觀念の上の問題である。あるいはいろいろ他の法律とのからみ合い、そういう

に中小漁業者は、この成行きに非常に關心を持つてゐるわけであります。關心を持つてゐるということは、このまま通つてくれればよいということでは決つてないのであります。いろいろこれに對しては考えを持つてゐるといふことであります。まず農業においては農業革命がすでに行われ、まがりなにも農民には土地を與えられた、農業協同組合法もできた。しかし漁業は競争が終つて三年にもなるのに、まだ手手が打たれていない、今ようやく手の手が打たれようとしている。ここがはたして自分たちの生活にどう影響するのだろうか、これが漁民の關心

あります。つまり現在漁民はどんな
活をしているか。戦争でさんぐ痛
つけられた漁民は、今はまづたく納
の行かない税金がどんぐと天くだ
にかかつて来る。さらに魚は買いた
かれる。それから資材もない、リン
もない。こういうような、まづたく
民は生活をやつて行けないような状
である。そこで漁業協同組合法がは
してこのような漁民の要求をどれだ
まで実現してくれるか、これが漁民
持つてゐる関心と申うのであります
そこで以下私ははたしてこの協同組
法が漁民のためになるかどうかとい
ことを申し上げたい。

まず第一、現在一番困つてゐるの
税金の問題であります。税金はまづ
く天くだりの殺人的であります。
ず漁業者には住民税、家屋税、法
税、これらの税金のかかるのはもち
んであります。が、漁業をやつてゐる
いうたにかかる税金は漁業権税、
船舶税、それから特別漁業税、そのほ

に船税、また水産製品に対しては取引高税、物品税という税金がかかっているのではありません。さらに前の議会で決めたので今全国の漁民を苦しめているのは第二事業税であります。この第二事業税のごときは、東京都のあの零細な漁民に、税額だけでも最低が十二万円、最高が三十七万円というべらぼうな税金がかかっているのではありません。これらの税金を減らす。さらに漁業労働者はどういふ状態かといふと、漁業労働者は歩合資金で、現物の魚を配給してもらっている。お前らはそれをやみで賣つていられる。だから一方においては勤労所得税、一方においてはいわゆる営業税、この二重課税に苦しんでいるのです。はたしてこの漁業労働者に対して今度の漁業協同組合法はこれらを保護しているだろうかといふと、決してそうではない。まず新協同組合法案は逆に協同組合には法人税をかける。その他、他の商業機関一般の営業と何らかわりがない。さらに見のがしてはならない重要な点が一つある。それは生産協同組合であります。この生産協同組合は、さきほどからの公述人も言われているように、非常に従来の網主、船主がこの中にたくさん入つて来る。従つてこの新協同組合法をつくり、ここで法人税の陰に隠れたこれら従来の個人漁業者が、巧妙な合法的な大口の脱税をしようとする抜け穴が講ぜられていゝこととあります。

第二の点について申し上げます。現在漁民がのどから手の出るほど求めているものは何であるか。それは資金と資材であります。つまり養殖資金、元手が無い、それから資材を買おうにも

買ひようがない、このこととあります。ところがこの協同組合法案によつて行われる経済事業によつて、はたしてこれらの漁民の困つていゝことが実現されるようになつていゝか。いや決してなつていゝない。それは漁業の現在の資産を今度協同組合が買ひ、買ひにしても金が要る。この資金の裏づけさえなされなければいゝのであります。まず勤労階級からあらゆる形で税金を上げ上げたのは、復金を通じて國家機關の権力をもつてこれを大資本にまわし、そしてこれが政界、官界の腐敗堕落を招いたといふことは昭々でも明らかであります。水産金融においても同様のことと現在まで行われていゝのであります。たとえば昭和二十二年度復金から融点された二十八億の金が一体どこに行つていゝか。

○西村委員長 松田君に御注意いたしますが、漁業金融法案でないのではありません、第八十三條に明記してあります通り、午前にもはつきり宣言申し上げました通り、議題外の事項をお述べになりますれば、やむを得ず禁止をいたさなければならぬことになりまから、議題に関する問題についてお述べを願ひたいと思ひます。

○松田公述人 それで私は意見を続けさせていただきます。このようにして漁民にはほとんど金融の措置が講ぜられていゝない。ここでせつかくあてになるのは今度の協同組合であります。ところがこれについても何らほとんど措置を講じていゝないのであります。前の芦田内閣のときに、栗栖安本長官も、北村大蔵大臣も、沿岸漁業の改革については國家資金を貸し出さないといふことをやはりはつきり言明して

のであります。このようして新協同組合法案は資金の裏づけもなく、空手形で出資せよと言われているのであります。それで漁業の財産を受継ぐ場合に、財産を受継ぐことができない。こういうことになつて、結果はどうなるかといふと、漁業の財産は、金を貸して銀行なり、また商業機關に行くといふ結果に終る。さらに先ほどの公述人の宮城氏が言われたように、金融事業を連合会にさせないことになつていゝ。さらに新しくできるであろうところの金融業法によつては、協同組合金融はこれを切り離そうとする努力さへある。こういう結果はどうなるかと言へば、漁民の自己資金の拡充にならない。せつかく自己資金が集つたものも漁業の再生産に投ぜられないう結果になつてしまふ。そこでこれはどういふことかと言ふと、金融事業を一本にするといふことは、結局においては税金を取立てる機關になることと、これに対して金融資本家が漁村の完全な支配にあつて可能な道を開いていゝという結果にしかならない。

さらに漁船の建造の問題であります。漁民は漁船をたくさんはしがつていゝ。ところが昭和二十二年第十次漁船計画においては、三十三万トンの漁船計画が発表された。その漁船計画のあらゆる鉄鋼、資材、それはほとんど全部捕鯨を初め、トロール底引、かつお、まぐろの大資本漁業にまわされてお、漁民にはほとんどまわされていゝない。リンク制にしてもほとんどそうであります。現在リンクのものはほとんど空切手である。しかも漁民に対してはほとんどがいわゆる統制撤廃の名のもとに、リンク加配米、さらにリンク

ク物資すらが渡されていゝないという状態であります。このようにして協同組合は経済事業を行うことになつておりますが、資金、資材もない、ルートもない協同組合によつてはたして漁民のこれらの資金資材、加配米の要求、そういうものに対して何ら要求が満たされる措置が講ぜられていゝないと思ひのであります。

第四点は、漁業労働者の点に触れたと思ひのであります。今なお漁業労働者は封建的な歩合資金、または封建的な身分に縛られた生活をやつていゝのであります。歩合資金であるといふところから二重課税をされる。またこれに対して労働法規の保護すらサボられていゝ。こういう状態でありま。労働組合をつくる自由すら庄迫していゝ。いわゆる漁業者に対してこうした劣悪な條件で働かしておきながら、今度の漁業協同組合でどういふふうになつていゝか。漁業労働者に対しては、漁業従事者といふあいまいな表現をしていゝ。そして新しくできる協同組合並びに生産協同組合に漁業従事者といふ名前を個々ばらばらに加入させて、お前たちは何ら協同組合の経営者一人であるといつて、依然として劣悪な歩合資金制を維持しようとするねらいが明らかであります。本法案のねらいは、漁業労働者のこれらの不合理に對して最低生活保障要求を踏みつぶし、さらに一人前の漁民になれるよう幻想を振りまき、漁村における階級の争ひ、いざこざを押しつぶし、そして依然として漁村におけるボス的な支配、さらには金融資本の支配を可能にしようとする道を開こうとしていゝ

といふこととあります。第五の点は、職時を通じて漁民を窮乏のどん底に陥れたのは、これは漁業会の組織、さらにこれに集つていたところのボスの支配であります。そこでこうしたものをやめて、さらに民主化させるためにやらなければならぬことは、まず漁民みずからの手で協同組合をつくることとあります。第二には、先ほどからも言われたように忘れてはならない点は、漁業権の解放の問題であります。ところがこの漁業権の解放がどういふふうになつていゝか。田内閣のときにも、今度の議会で漁業法を出そうといふ話が出たときに、栗栖安本長官は、これにはいわゆる抵当権保護の規定がないから反対であると言明されて、これが出なかつたのであります。抵当権の保護がないといふことはどういふことであるかといふと、つまり漁業権を対象に金を貸していた金融機關が困るから、これをかえるような漁業法はだめだといふこととあります。

○西村委員長 松田君に御注意いたします。正式にどういふふうな問題ははつきりしないのであります。そこでさういふ御意見をお述べになることは迷惑でございます。

○松田公述人 そこで漁業協同組合に對してどういふ漁業権が與えられるかと言へば、専用漁業権の中から、浮魚漁業であるべきはずのものをはずし、根つき、磯つきの漁業を漁業協同組合に與えようとしておる。これではまるで家庭菜園を與えるようなものであります。専用漁業権の根つき、磯つきを漁業協同組合に與え、それによつて

お前たちは何をしろというような漁業法の改正は、漁民にとつては漁業の解放ではなくして、漁業権の略奪というより以外にないのであります。それで根つき、磯つきの漁業だけで漁業協同組合をつくるということは、簡単に言えば、お勤人で家庭菜園を持つてゐる連中が集まつて農業協同組合をつくれというのと、まつたく同じだということとであります。

以上五つの点について私は言いました。が、まつたく今度の漁業協同組合法案といひ、漁業法の改正の意図といひ、一貫しておるものは、やはり漁業労働者並びに漁民をまつく苦しみ、中小漁業者を経営の困難に陥れ、あらゆる点において漁業資本家にのみ有利なように改正せよとしておる。そこで私は前口述人の宮城氏と同意見、この漁業協同組合法案を即時撤回し、さらに民主的に協同組合法案を上程すること、さらに第三には漁業権の制度の改革、この條件を同時に並行して審議していただきたい。そのこととあります。

最後に、もう一かこの二号議案について申し上げます。つまり、水産團體を解体するにあつて、どういふふうの整理するかという点であります。この点は何遍も注意を受けておりますから、あまりやかましく言うところには注意を受けようですから、要点だけ申し上げます。漁業会が今までどういふことをやつて来たか、そしてこの漁業をやめなければならぬということ、は、言うまでもないと思うのであります。そこで私はこの点について基本的な五つの点を要求したいと思ふのであります。

第一に、昭和二十年八月以降の漁業会の財産の一切の移動はこれを無効としたい。第二には、漁民に對して漁業会の資産内容の徹底的な調査の権限を與へてほしい。第三には、資産処理にあつては資産処理委員会には金融機関またはその代理人を入れないようにしてほしい。第四には、漁業会の資産の一切を自主的に組織する漁民に管理するようにしてほしい。第五に、戦争中漁業会の役員を勤めた者は、新漁業協同組合の役員に就任することを禁止するという事項を、はつきりうたつてほしい。それから地方水産業会並に中央水産業会の役員をしたものは、これを公職から追放してもらいたい。この五つのことが行われな限り、漁村は再び封建的な支配に任せられ、われわれ日本の漁業の民主化は行われぬというところを、申し上げたいと思ふのであります。

最後に、もう一つ、私はこの公聴會に對して私の感想を申し上げたいと思ふのです。私はいろいろ意見を申し上げました。そうして先ほどから小野寺氏の意見がありましたように、この公聴會に私は何を言ひに来たか、何のために來たのかわからない。せつかく言おうとすると、発言を禁止される。こういうふうな状態で、今度の漁業協同組合法案をむりをして通そうとすることに、不満であるということと申し上げたい。しかも出ていらつしやる議員は何名であるか、この点をはつきりと國民の前にお知らせしたい、こういうふうに考えるのであります。

以上をもつて私の公述を終わります。が、不十分な公述しかさせられなかつたといふことを、委員長である西村さんに申し上げたいと思ひます。

次に安居篤孝君の御發言を許します。

○西村委員長 ただいま松田君から小言を伺いましたが、私は衆議院規則の第八十三條の公述人に対する規定を適用いたしまして、御制しを申し上げてゐるのであります。その規定に従ひまして御公述をなさなければならぬ筋合であります。

○安居公述人 私は富山縣漁民組合連合會会長の安居篤孝でございます。本法案につきまして午前以來いくたの名論卓説が出ました。非常に参考になつた次第であります。私はこの法案に對しまして撤回を願ひたいと思ひます。すでに委員會に付託されて、委員各位の手元に来てゐる次第でございますが、あえて拙述をたつと必要はない。よろしく慎重審議していただきたい。この画期的な大法典をつくり上げるためには、數百年、いふ數千年以來漁民なるものは搾取されておつたところの事情を、ここに解放せんとする限りにおいては、かりそめにも便宜主義をやつてもらつては困る。いろいろの点から見まして、論者が幾人もおいでになりましたが、漁民という言葉に對してまことに不正確な点がある。この法案を検討するとしても、一体わが國の漁民なるものがどういふものであるかといふことをまずもつて検討する必要がある。このごろ民主化と言ふ。ねこもしやくしも民主化と言つてゐる。しかしながらデモクライズといふことは、はたしてどういふ内容を持つてゐるかといふことを深く検討をして、こゝうすべし、あつすべしといふふうに行わんとする者は少い。多弁いたします

と時間の關係がありますから、かけ足で参りますが、この漁民といふものに對して民主化といふことを言われてゐるのは、一体何のために民主化といふ言葉が出たか、これから検討する必要がある。民主化でないものがあるゆゑに、民主化という声が叫ばれた。しかし、民主化されねばならぬ立場にあるが、民主化されねばならぬ立場にあるか、どういふものが民主化を受ける立場であるか、こゝろ区分けして考えなければならぬ。そこで私は常に持論として言う。この漁業法にしろ、労働組合法にしろ、これを改正する場合においては、確然としてその區別を立ててからなければならぬ。私は言う。特にこの民主化といふことを叫ぶのは、最もその非民主化であるところの漁業民は定置漁業である。これは代表的なものである。そこで定置漁業といふものについて、特に解説を試みようとするものであります。

定置漁業を見ますと、いわゆる民主化されねばならぬ立場にあるものと、それから民主化をもつて恩恵を受ける側と——この受ける方は私は名づけて自由漁民、それから民主化されなければならぬ立場にあるものは、これを稱して封建的漁民、この二つがあるのである。農林當局がこの法案を作成するにあたりまして、はたして日本全國にわたつてこの定置漁業に關係してゐるところの部面、その場合にいわゆる封建漁民の側と自由漁民の側とがあるといふことを検討されたか、いや、私はそうでないと思ふ。この法案を一瞥すると、この法案は現在の漁業会といふものの系統に屬してゐる方の人々の意見を多分に入れてゐる。民主化され

る基礎である方々の意見を聞いて法案をつくつても、それは民主化になるものではない。それは羊頭をかかげて狗肉を賣るという結果になるのである。どういふわけでここにいわゆる封建漁民なるものがおるか、それを御説明を申し上げます。わが富山縣は定置漁業におきまして、ことに私の村の沖合にある松ヶ崎という漁場は、全國においても有名な漁場であります。昨年あたりもやみ取引で、隠してはおりますが、實際においては六千万円からの漁獲高をあげてゐる。わずかに十月から翌年の三月末ごろまでの期間である。そういうものがどうしてできてゐるか。それは親代々から譲られ、徳川時代から来た船元、網元といふ權利を基礎として、明治三十四年貴族院の村田氏が初めてお粗末ながら漁業法といふものをつくつて、これがそのときに法律に認められたものである。後に四十二年にさらに法律らしいものに改正された。それが今日まで來てゐる漁業法であるが、そういうふうな法的に認められてはおりますが、もと／＼親代々傳つた財産である。そうしてその船元、網元を擁護してゐる漁民なるものが、昔ならいわゆる護代の臣である。徳川幕府時代における臣家關係、主従關係のやうなもので、二十人、三十人分の網を一度は持つておつた。それが今度みんな合同して、氷見から石川縣の五里の間の漁業を独占してゐるのである。それに隷從して漁民なるものはいわゆる親方關係、主従關係であるために、万事方端盲従である。もしさかれば船に乗せられない。押しつけられてゐる。また乗せていたけり限りにおいては非常に都合がいい。生活に

は樂である。その封建制のはなはだし
い一例としていろ／＼のことがありま
すが、たとえば私が網元であると仮定
する。私の家に出入りする者が二十人
と仮定する。私の方の持分としては十
人だけ合同の網に漁夫を派遣する権利
があるとする。しかし私の家に出入り
する人間がたゞさんあつて網がない。
そういう場合にどういう方法をとるか
という、十人分というのは毎日々々
行くところのものである。そこでまず
これを四つにわけ、毎日行く者は七
分五厘、三日働いて一日休む、一日働
いて次の日休む、三日休んで一日行く
者、こういうふうに分ける。そうする
と毎日行くような地位を與えられる者
はおべつかを言つて、旦那様にべこべ
こする。また昔からの關係から言つて
それをいようにする。たつた三日休
んで一日行く者はしつぽの方です。そ
の家は何か催しをすると、やはりその
序列に並ぶ。御主人の御機嫌のいい者
は上の方に坐り、逆鱗に触れた者はし
つぽの方に坐る。はなはだししいのは出
されてしまふ。これは一例にすぎませ
んが、ただに漁業ばかりではない。さ
らにこれは地方の政治の面にも及んで
おる。村會議員の選挙になると、お

たなきつぶさなければならぬ。つくる
よりもまずこれをこわすことが必要な
のである。そうであるがゆゑに、この
封建漁民すなわち網元、船元というそ
の主人を入れたところの漁民の團を
まずもつて破壊しなければならぬと私
は思う。破壊は建築の始まりである。
こういうものをさせておいて何の建築
があるか。これからひとつやつてしま
え。この法案を見ると空疎である。か
らまわりである。今福井の方、岡山の
方が、漁業の会長としてどういふこと
を言われたか。民主化し過ぎる、こ
ういふ意見である。ロー・イズ・ジャス
ティス、法は正義です。法といふもの
は正義である。民主化を叫ぶ場合に
は、民主化が正義である。正義を唱え
るに過ぎるということがどこにある
か。やり過ぎるということはないはず
だ。正義は始まりが目的であつて、終
りもその通り目的であるはずだ。か
るがゆゑにやり過ぎるわけはない。やり
過ぎない。かえつてこの法案では温存
してある。またつづつた当初において
集めた意見なるものは、これは打破さ
れなければならぬ。その打破されなけ
ればならぬところの漁業会系統の意見
を集めてつづつた法案である。このこ
ろ流行の民主化という言葉があるだけ
に、何かその方にカモフラージュして行
こう、こういう考えなのである。だが
言葉だけにはりつぱだ。しかしながら
内容を見ればまづたくなつていない。
かるがゆゑに結論は、こんなものはや
めてもらいたい。しこうしてここに新
たにつくつてもらいたい。どういふふ
うにつくつてもらいたい。それはわ
れわれ自由漁民の側に、水産廳から各
縣に命令を出してもらいたい。そうし

て各末端行政区域における自由漁民層
をもつて結成しておるところの組合か
ら代表者を出す。そうしてその組合の
代表者から一年なり、二年なり中央に
おいて意見を聞いて法案をつくり直し
てもらいたい。そうでなければほんと
うに民主化された法案といふものはで
きるものではない。正義は失われ、た
だ民主化という声ばかりであつて、内
容たるや、議會に便乗してごまかして
行こうというに過ぎない。私は昨夜通
知を受けまして一睡もせず、急行でこ
こに來た。すでに老齡六十二歳であつ
て、漁民のために叫んでおるといふこ
とも、あまりに日本という國は實際情
ない状態になつておるからである。ま
だ目ざめない。中央といわず、地方と
いわず、もう少し眞剣にやつてもらわ
なければならぬと思つて、実はかけつ
けて來た次第であります。よいいなこ
とは言う必要はない。條章の末節など
は言う必要はない。根本的にだめなん
だ。そうしてまたこの法案と漁業法な
るものは、いわゆる密接不可分の關係
にある。よろしく出すならば少しも急
ぐことはない。だが言つたこと
に、漁民が急いでおるとか、漁民が待
つておるとか、それは待つておりませ
ん。急いでもまずいものではだめだ。
漁民はここが関を原と見ておる。ゆつ
くり構えて、數百年あるいは千年以上
も擧取された原始産業のその本をわれ
われの手に返してもらいたい。かれら
はとるのはではない。返してもらいた
い。余計な理論的なことを申し上げる
と長くなりましてから申し上げません
が、私の理論としては、漁民と農民と
區別することは間違ひだと思ふ。沿岸
に來て海のさち、山のさち、この二つ

のさちをわらつてしかるべき場所だと
思つてそこに定住した。これはみな遊
牧の民である。陸においては耕やし、
海においてはいさりし、そして根をは
やしておる。天賦の資源はその住民
が享受すべきだ。それが原則なんだ。
見て見れば沿岸の住民といふものはわ
れわれのところにおいては實際そう
だ。午前は百姓、午後からは漁師、午
前は農民であつて午後からは漁民とい
ふことになる。だからまづれやさいの
で沿岸住民といふ言葉をもち、沿岸
住民である限りひとしく陸のさちも海
のさちも享受する權利を天が與えて
るのである。私のオラジナルはそこ
に置いており、私はそこから出発して
おる。だからこれは解放すべきものであ
る。それに先んじて封建的な人爲的に
つくられたこの機構をまず打破せよ、
これだけであります。委員諸君、諸君
の手に來ておる法案にして、私の考
えておるところにやさかたりとも劣
るところがあるならば、よろしく十分
慎重審議して、こいねがわくは本案は
撤回して、当局はさらに深く検討
して、完全なるものをつくられること
を希望して私の發言を終ることにいた
します。

○西村委員長 次に渡邊威雄君の發言
を許します。
○渡邊公進人 私は漁村文化協会の理
事長をしております。渡邊威雄でありま
す。本來は、政府案に対してわれ
の意見を述べたのではなくして、委員
会案に対して意見を述べたいという希
望をもつておつたのであります。かか
る意味から、今後はこの水産委員会が
その本來の性質にかんがみ、この委員
会の主体性の確立と立法權の確立を十
分はかつていただきたいと思ふのであ
ります。時間もありませんので端的に
各論的に申し上げたいと思ひます。
その一は、水産業協同組合法中第三
節管理規定、第三十四條第七項の削除
であります。その理由は、水産業協同
組合法の立案の精神は、その目的に明
示されておるごとく、漁民ないし水産
加工業者の協同組織の発達を促進し、
もつてその経済的、社会的地位の向上
と生産力の増進をはかり、國民經濟
の發展を期するにある、こゝに掲げてあ
るのであります。その協同組織であ
る水産業協同組合は、漁民のために漁
民の組織を漁民みずからがつくるもの
であり、他のいかなる外部の力によつ
ても漁民の自由なる意思を抑圧し得る
ものではなく、自主的にみずからの經
済的社会的地位を高める漁民の民主的
なる組織でなければなりません。それ
ゆゑに本法案においては漁民を定義し
て、「漁業を営む個人又は漁業を営む
者のために水産動植物の採捕若しくは
養殖に従事する個人」となつており、
またその組合員の資格條件は第十八條
に、「組合の地区内に住所を有し、且
つ、漁業を営み又はこれに従事する日
數が一年を通じて三十日から九十日ま
での間で定款で定める日數をこえる漁
民」と規定されておるのであります。
このことは組合の自主性と組合員の純
粋性を保持せんとする精神にほかなら
ないと思ふのであります。しかしに組
合法第三節の管理規定の第三十四條第
七項には「組合の理事の定數の少くとも
四分の三は、組合員（准組合員を除く。
）でなければならぬ。但し、設立
當時の理事の定數の少くとも四分の三
は、設立の同意を申し出た漁民でなけ

ればならない。」とあり、明らかにその四分の一は漁民以外からこれを求め、あるいは組合員外より選任できることになつてゐるのであります。すなわち第三十四條第七項の反面は、その設立においては漁民外の一般人が四分の一だけ役員となることができ、設立後は組合員外の一般人より四分の一の役員を求むることができるようになつてゐるのであります。このことは、さきに申し上げました組合の自主性と組合員の純粋性を保持せんとする精神に反するものでありまして、本法は立法そのものにおいて矛盾を示すものであると考へるのであります。この規定を設けた理由としては、漁民の経営上の才能並びに経験の有無を考慮した結果と思われまゝですが、もしそうであるとすれば、第四十六條の参事及び會計主任の規定をもつて事足るのであります。まして、かかる理由の限りにおきましては、第三十四條第七項はこれを削除すべきものであると考へるのであります。もしこの規定がある場合、四分の一の役員により、むしろ経営的能力ないし経験のない漁民であるとするならば、漁民外、組合員外の少数役員の方により左右される杞憂なしとしないのであります。役員は定員数は五人以上となつておりますが、漁民ないし組合員外の役員数は、五人の場合一人、七人の場合一人ないし二人、九人の場合は二人、十一人の場合は二人ないし三人となるわけでありまして、その数はわずかなものであります。この場合の僅少なこの数字は、いわゆる数の魔術でありまして、少ければ少いほど、就任する役員の影響力はすこぶる大きいものであることは、今日までの

幾多の事例をもつて立証し得るのであります。かりにこの少数の漁民ないし組合員外の役員が理事長に就任された場合のことを考へたらいかがであります。その影響力は想像にあまりあるものであり、本法の立法精神である組合の自主性や純粋性は実質的に喪失するものであります。一人の影響力がいかに大なるものであるかは過去の事例によつても明らかでございまして、かつ多くはボスの存在の人が就任しやすいことの公算が大きいのであります。ことに漁民の民主化の速度の遅さと、漁民の自主性とを勘案するならば、その自主性と純粋性の保持のためには、本規定は削除することが眞に漁民のためであると考へるのであります。よつて私は第三十四條第七項を削除すべきであると考へるのであります。

第二点は、組合法中、第三節第五十二條第一項の修正であります。その理由、前述のごとく、組合の自主性と組合員の自由の意思を尊重する建前において、可能な限り決議機関としての総会に重点を置くべきであつて、総代は特例とすべきである。総代は本来代議制度でありまして、民主政治の手段であるが、原則的には多数の者が多数の意思によつて決議し実行するものでなければならぬと思ふのであります。昔は國土も狭く人口も少かつた關係から、一切の協議は全員が一定の場所に集つて協議しましたが、漸次國土も廣がり、人員も増加してくると、全員が一定の場所に集つて協議することが不可能になつてきたので、代議制度が生れてきたのであります。もし集會の場所とその便宜さえ可能であ

るならば、今日においても常に全員が集まつて協議することが、個人の自由意思を直接表明し得るものであると思ふのであります。かかる理由から考へますならば、本法における総代制も本来は原則的に規定されるべきものではなかつたのであります。しかるに本法においては、組合員の総数が二百人を越える場合は総代を設けることができることになつており、本法の漁民の定義ないし組合員の資格條件に照し合せ、できれば現行團體法に基いて漁業会の會員数に比し、新協同組合法におきましては世帯員も組合員となります結果、その組合員の数はどんなに少なく見ても二倍ないし三倍に増加することが推定されるのであります。この水産業協同組合法におきましては、そのほとんどが総代を設けられることになつてゐるのであります。従來の総代会を見ますに、そのほとんどがいわゆる勤勞漁民大衆を支配するボスの存在の者が総代であり、漁業会の運営は勤勞漁民大衆の意思が反映しない會の運営から漁民の関心は漸次離れざるを得なかつたのであります。かくのごとき状態から考へますと、漁業協同組合は常に五十人程度の総代の組合になる可能性が強く、はつきり申しますならば、五十人程度の役員組合にすぎなくなつて來ると思ふのであります。特に私は總代制を原則的に否定する理由、総会が勤勞漁民大衆の自由の意思を表明する唯一の機會であり、教育と啓蒙、訓練の場と考へまするがゆゑに、かかる機會を與へざる限り、漁民は自己を啓蒙し、教育し、訓練する機會もなく、従つて漁民の社会的地位の

向上は期し得ないのであります。従來の總會並びに總代會の運営を見ますに、今私がここで喋々するまでもなく、議長ないしは少数の幹部によつて運営され、支配されて來て、一般の漁民大衆は初めから終りまで發言する機會がなかつたというのが今日の状況であつたのであります。この意味におきまして可能な限り總代制は排止すべきである。先ほどの公述人の方から、今の漁村の事情がかくくであるから總代制を設けなければならぬ。こゝういふお話がありました。今日の實情が決して正しい姿ではなく、明日の正しい姿を生み出すためには、この漁民の自由の意思を表明し得る機會を絶対に與へなければならぬ。そのためには多少の困難、障害がありまして、總代制は原則的に廃止すべきであるといふのが私の主張であります。従いまして總代制はできるだけ組合員数の總数を引上げなければならぬ、よつて私は第五十二條第一項は、二百人を三百人として、漁民ないし組合員に自由の意思をできるだけ表明する機會を多く與へることを主張するものであります。

第三点は、第八十九條に対する希望でございます。本條は連合會の規模を制限するものであります。同じ協同組合法で、農業協同組合法、あるいは商工協同組合法においては何ら規模の制限がないのに、ひとり水産業協同組合のみこの制限があるのはまことに不当である。連合會の規模は漁民の自由の意思によつて決定されるべきであつて、法律でもつてあらかじめこれを規定することは妥當でない。協同組合は、經濟的、社会的に弱者が協同し

て資本に對立する組織であり、この限りにおいては、漁民の組織に法律をもつて制約を加へることは、弱小階級に對する權力の抑圧制度であると言つても、あえて過言でないであります。特に漁民の民度が低く、かつ一般社會に比して漁村は保守性が強く、民主化の速度の低調さを考へるならば、中央機關としての指導、啓蒙、教育の連絡機關は、民主主義の徹底を期する上からも、ぜひ必要であります。すなわち經濟行為をなさざる地方連絡機關の設立は、獨禁法、集排法に抵触せざる限り規模の制限は緩和すべきであり、また修正の余地があると思ふのであります。

以上三点について私は修正の意見を持つものであります。本法案全般に對する結論としては、漁民の經濟的、社会的地位と、その向上を一日も早く實現せんがためには、各所に修正すべき点がありまして、この修正箇所をすみやかに修正して、次の國會に上程されるであらう漁業改革法の場合に修正することを附帶決議して、今次國會において審議し、可決決定されんことを切に要望する一人であります。

○西村委員長 以上をもちまして本日の公述人全部の御意見の發表が終りました。公述人に対し、何か委員より質問がありますれば、この際お許しいたします。

○外崎委員 先ほどからの公述人の方々の熱心なる御意見は、非常に参考になる点が多く、われわれもここに感謝いたしておる次第であります。ただ惜

しむらくは——これは委員長にもお願
いしておきたいが、今日のこの公聴会
はなぜやめたかという趣旨をまだはつ
きりしていない方が二、三あるように
見受けられました。なぜかという、
先ほどから何かこの公聴会に來て、代
議士を向うにまわして反対でもすれば
いいというような、演説会にでも來た
ような気分をやっている人がある。何
も自分たちの手でできるものなら、や
つてさしつかえないものであるが、い
わゆる先ほどから言う民主的立場か
ら、その最も関係の深い方々の意見を
十分参考にして、政府とともによい法
案をつくつて行きたいというのが、す
なわち今日の公聴会の趣旨であつた。
しかるにそれさえわからずに、いたず
らに演説口調をもつて代議士を攻撃す
ることをもつて足れりとするというこ
とは、委員長が公聴人に対して十分趣
旨を徹底して、いないという遺憾の点が
あります。

もう一つは議員の出席数が少とい
うことを言われました。なるほど少い
であります。しかし國會議員は一
つだけの委員であります。私自身を
申しても、きようは災害の委員会であ
る。さまざまな問題がござりまして、大臣まで
呼んでおる。それにも増して重大な問
題であり、また皆さんの御意見を拜聴
したいというので、その委員会を捨て
ておる。そのほかに自分の別な会合が
二、三ありますが、これも捨て、本会
議のベルが鳴つても、これを捨ててま
で聞いておるのであります。なかならず
私は速記に対して大きな期待を持つ
ている。あとから速記を読んで参考に
しようと思つてわれ／＼は慎重な氣持
をもつて聞いていられるけれども、今言

ごとく公聴会の趣旨をはつきり心得し
ていない人方によつて迷惑をこうむる
ことがある。委員長は今後もあること
であるから、公聴人に対してその趣旨
を十分徹底してもらいたい。非常に眞
剣な漁民の声を聞こうと思つてきよう
の公聴会を開いてもらつたのでありま
して、この点感謝とともに委員長に一
言申し上げておきます。

○西村委員長 この際外崎君にお答
え申し上げます。委員長としてはできる
だけの手を盡したのでございます。会
期が短いのでありまして、その間に公
聴会を開くことを各委員からも申出が
ありましてきめたのであります。従い
まして手続といたしましては、ラジ
オ、官報等で告示すると同時に、新聞
にも廣告いたしまして、そうして公聴
人の御出席方を要請するとともに、公
聴人の方々から一定の書式をもつて委
員長の方に回答を得るのが本体であり
ますけれども、その手続等に日時がご
ざいせんので、実は手違い等を生じ
ましたことをここで弁明申し上げてお
きます。従いまして公聴人の方々に
おかれましては、公聴の趣旨が徹底しな
かつたものと私は承して、委員会に
御迷惑であらうとは存じましたけれど
も、ある程度発言の範圍を逸したこと
につきましては、なるだけこれを制止
せずして、お許ししておつた次第であ
ります。悪しからず御了承置きを願ひ
ます。

○川村委員 本日の公聴会におきま
して各公聴者からの活発な御意見を伺
ひまして、まことにその意義のあること
を痛感したのであります。私もほとん
どの漁業者としての立場から本委員会
に出ておるのでありますが、皆さんの

公聴されたことを統合しますと、私の
意思とびつたり來るのであります。ま
たこの法案が今日まで提案されなかつ
たことは、當局にも相當の責任はある
けれども、また内部的に相當の苦勞が
あつたことも、われ／＼よくわかるの
であります。また本案の内容を見ま
すと、どなたか申されましたよう
に、われ／＼漁民の意に副われないもの
ばかりで、実はそれはこの審議に當る
人でなければよくその心持がわからな
いと思ひますが、撤回してもらいた
いという点などないでもないものであ
ります。またこの提案に際しましては、
なぜ漁業法と並行して提案できなかった
かということも……。

○西村委員長 川村君に御注意申し上
げます。委員としての御意見をお述べ
になることはお差控へ願ひます。公聴
人の公聴に対する御質問があればお述
べを願ひます。

○川村委員 わかりました。いろ／＼
こうした点を検討いたしますときに、
当然疑義のあることは事実でありま
す。公聴者に私がよく伺ひしなけれ
ばならぬことは、皆さんが漁業権は漁
民の手にもどせ、こうした意見が徹底
しておるようでありまして、働く漁民
と言われた方と、漁民の手にもどせと
言われた方と二通りあるのでありま
す。それで宮城さんにお伺ひします
が、働く漁民にもどせという「働く漁
民」の解釈とどう解釈したらいいで
すか。

なり廣く私は考えております。その種
類と申しますが、経営規模一覽がござ
います。大抵あれを除外するものと
お考えになつたらいいではないかと私
は思ひます。

○川村委員 そうしますと宮城さんの
おつしやるのは、羽織漁師にやるな
ということでしょうか。

○宮城公聴人 先ほど申しましたよう
に、漁業を經營する者と漁業に従事す
る者と申しておりますから、羽織を着
ておるか着ていないかというところは客
觀的判断でございまして……。

○川村委員 もう一つ松田さんにお伺
ひしたいのです。聞瀾らしの点がある
ようですが、昭和二十年の八月以前の
財産というように聞いたんですが、以
後から以前からかわらないのですけれ
ども、それを無効にせよというように私
は聞いたように記憶しております。こ
の点どういふ御意見か、もう少し徹底
的にお話を願ひたいと思ひます。

○松田公聴人 私の申しましたのは、
戦時中漁業会の役員であつた方の、そ
の村における協同組合の役員の就任の
禁止であります。もちろんその中には
いい方もあり得るでしょうが、これは漁
民の皆さんの総意によつて決定して行
けばいい、こういうふうに私考えてお
ります。

○川村委員 これも松田さんでござい
ますが、中央水産業会の役員を追放せ
いというの、これは漁業会から追放
せよというのですか、中央水産業会
のような連合会から追放せよというの
ですか。

○松田公聴人 私の申し上げました意
味は、縣水並びに中水に戦時中役員を
なすつていらつしやつた方は、これを
就任禁止をしるということでありま
す。

○川村委員 わかりました。

○西村委員長 では本日の公聴会を散
会するに先だちまして、委員長より委
員会を代表して、長時間御熱心に御意
見を發表くださいました公聴人各位に
対しまして、厚く感謝の意を表しま
す。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十七分散会